

第4次吉富町総合計画後期基本計画

令和元年9月

福岡県 吉富町

ごあいさつ

吉富町では、平成23年度から12年間のまちづくりの指針として策定した第4次総合計画「よしみまちづくりビジョン」に基づいて、これまで様々な施策を推進してまいりました。

この間、本町を取り巻く社会情勢は日々刻々と変化を続けており、時代も平成から令和へと移り変わりました。少子高齢化の進展や全国的に多発する災害、ライフスタイルの多様化による住民生活の変化などに伴い、行政として求められる役割も細分化、多様化してきております。こうした変化に対応していくためにも、これからのまちづくりはこれまで以上に柔軟に、かつスピード感をもって取り組んでいかなければならないと思っています。

このたび策定いたしました令和4年度までのまちづくりの具体的な方向性を示す「後期基本計画」では、こうした変化に対応できるよう、継続すべき施策は継続しつつ、新たな3つの重点プロジェクトを定めました。特に町民の皆様との対話を重視し、町民の皆様に寄り添いながら柔軟に施策を展開していくことを目指しております。

第4次総合計画においては、町が目指す将来像として「小さな町にあふれる輝き」を掲げていますが、九州一小さいこの吉富町をどれだけ大きく輝かせることができるのか、この「後期基本計画」をまちづくりの土台とし、町民の皆様と一緒に力を合わせて、「住んでみたい」「住んで良かった」と言われるような、令和という新しい時代にふさわしい吉富町を創り出していく、その責務を力強く果たしていくことをお約束申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり貴重なご意見やご助言をいただきました町民の皆様、総合計画審議会の委員の皆様をはじめ、関係各位に心からの感謝を申し上げますとともに、今後とも引き続き町政に対するご理解、ご協力をお願い申し上げ、計画策定にあたってのご挨拶とさせていただきます。

吉富町長
花畑 明



目次

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 第1部 計画策定にあたって | 1 |
| 1 総合計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 計画の構成と期間 | 3 |
| 3 近年（特に中期計画の4年間）の社会動向 | 4 |
| 4 後期基本計画策定に向けた現状と課題 | 5 |
| 5 後期基本計画策定のポイント | 12 |
| 第2部 基本構想 | 13 |
| 1 吉富町の将来像 | 14 |
| 2 主要指標 | 14 |
| 3 基本目標の方針（施策の大綱） | 15 |
| 4 重点プロジェクト | 17 |
| 第3部 後期基本計画 | 21 |
| 施策の体系 | 22 |
| 基本目標1 一人ひとりの「命と暮らし」が輝くまちづくり | 24 |
| 基本目標2 暮らしの「環境」が輝くまちづくり | 38 |
| 基本目標3 人々の「心」と「つながり」が輝くまちづくり | 60 |
| 基本目標4 人々の「しごと」、地域の「産業」が輝くまちづくり | 76 |
| 基本目標5 人々をつなぐ「仕組み」が輝くまちづくり | 88 |
| 資料編 | 103 |

第1部 計画策定にあたって

1 総合計画策定の趣旨

本町では、平成23（2011）年度を初年度とする「第4次吉富町総合計画」（以下、「総合計画」という）を策定し、令和4（2022）年度を目標年次として、総合計画にて掲げている将来像の実現に向け、各施策・事業を総合的・計画的に進めています。

平成27（2015）年度から平成30（2018）年度までの4年間を対象とした中期基本計画の策定にあたっては、想定を超える人口減少や本町を取り巻く社会情勢の大幅な変化等を踏まえ、より戦略的・実効的な計画とするために、施策の大綱や重点プロジェクトなど基本構想についても見直しを行いました。

この中期基本計画や、その後に策定された「吉富町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という）に基づき、様々な取り組みを進めてきた結果、最近では人口減少に歯止めがかかるなど、これまでの取り組みが一定の成果を上げつつあります。

こうした中、中期基本計画が平成30（2018）年度末に終了することから、この4年間の施策・事業の進捗や取り巻く課題の状況等を評価・検証するとともに、総合計画審議会での審議や住民の意見などを反映し、総合計画の総仕上げに向けて後期4年間の施策をまとめた「後期基本計画」を策定しました。

「後期基本計画」では、実効性を高めるため、各施策において新たに生じた課題や、社会情勢等により変化した課題に対する確な対応を図るとともに、人口減少・少子高齢化の進行による影響への対応を重点化したほか、施策の見直しと項目の追加を行いました。

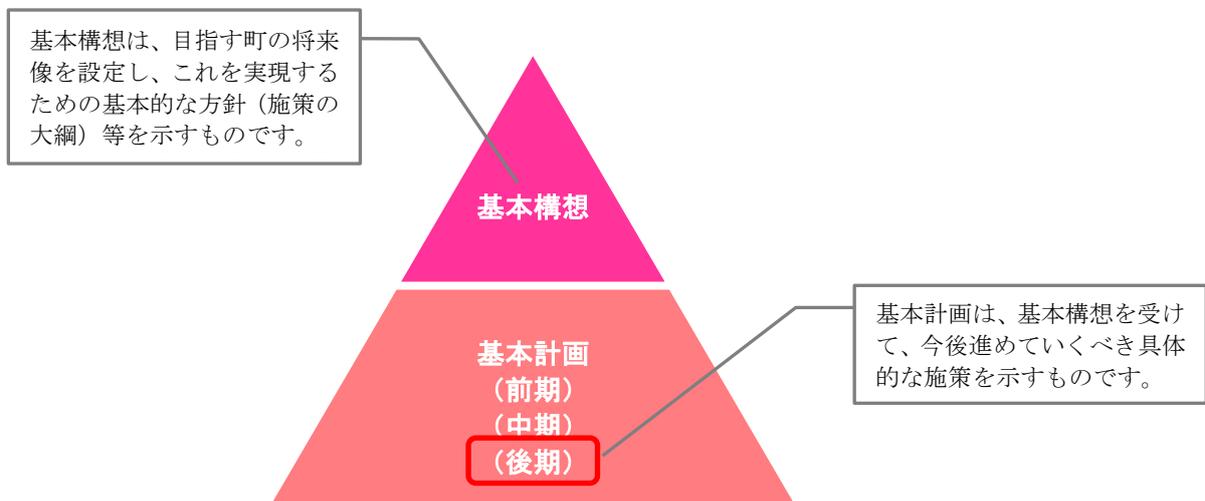
2 計画の構成と期間

基本構想は、平成23（2011）年度から令和4（2022）年度の12年間を計画期間として、吉富町の将来像を設定し、これを実現するための基本的な方針（施策の大綱）等を示すものです。

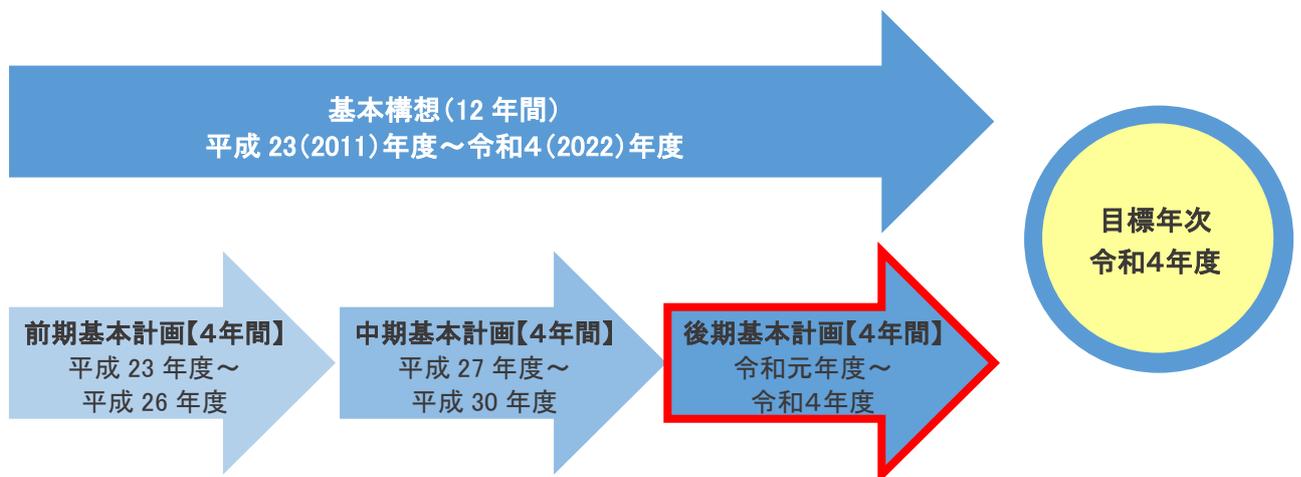
基本計画は、基本構想を受けて、今後進めていくべき具体的な施策を示すものです。

なお、基本計画の計画期間については、変化の激しい社会情勢状況に即応できるよう、4年を1期に、前期・中期・後期の3期構成としています。また、計画の実効性を確保するため、後期基本計画においては、全ての施策に成果指標を設定し、計画の進捗管理に努めることとします。

■計画の構成



■計画の期間



3 近年（特に中期計画の4年間）の社会動向

近年の社会情勢は非常に変化の速度が速く、中期計画期間の4年間でも大きな変化が起きています。後期基本計画の策定にあたっては、こうした社会動向の変化や行政経営に関わるトレンド、吉富町の現状を的確にとらえ、柔軟に施策に反映していくことが求められています。

| 社会動向 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 地方移住への注目度が向上している。「スローライフ」といわれる自然を身近に感じる暮らしや、半自給自足的暮らしの人気が高まっている・ 働く場所に制約を受けない「テレワーク」の浸透により、居住地区や働き方を含むライフスタイルが多様化している・ 地震や大雨などの大規模な災害発生により、防災意識が高まっている。また災害時に被害を最小化するものとして「向こう三軒両隣」の付き合いが再注目されている・ 男性の育児休業取得や女性の管理職の増加など、性別にとられない働き方や個人の希望にかなったワーク・ライフ・バランスが浸透しはじめている。また、女性の活躍も進んでいる・ 東京五輪の開催決定や、外国人観光客・労働者の増加により、日本の国際化が急速に進んでいる・ SNSによるコミュニケーションの日常化や、電子マネーによるキャッシュレス化など情報通信技術の発達により生活に変化がもたらされている・ 人工知能（AI）が少子高齢化や過疎化に伴う地域課題の克服に向けて活用されている |
| 行政経営に関わるトレンド |
| <ul style="list-style-type: none">・ 少子高齢化時代の自治体経営のポイントとして、定住人口の獲得競争が激化しており、まちの魅力をPRする「シティプロモーション」が繰り返されている・ 制度・分野ごとの「縦割り」や「ささえ手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」が注目を集めている・ 世界的問題である貧困や飢餓、自然資源の維持や地球温暖化への対策として国連より定められた世界共通の目標＝「持続可能な開発目標（SDGs）」に対し、各行政においてもその理念に基づいた取り組みが必要となっている |
| 吉富町の現状 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 女子集客のまちづくり事業（チャレンジショップ、駅前交流マルシェ等）を推進している・ 町の魅力を総合的に発信する斬新なPRパンフレットを作成している・ 新婚世帯への住居費等の補助など、移住者を迎える支援が充実している・ 中期基本計画や地方創生総合戦略に基づく事業の推進により、平成29（2017）年は人口が微増するなど、人口減少に歯止めがかかっている・ 全国、県と比較して合計特殊出生率が高い・ 積極的なまちづくり（先行投資）等による町債が増加しており、基金も減少している・ ネームカードストラップのデザインが全国シティセールsstrappedデザインコンテスト2018で大賞を受賞した |

4 後期基本計画策定に向けた現状と課題

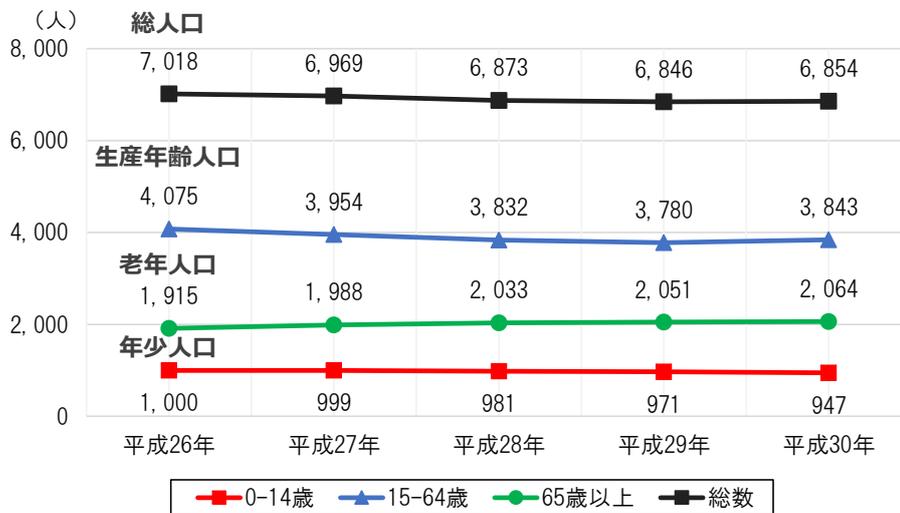
■吉富町の現状について

(1) 統計調査より

町の人口は、減少が続いてきましたが、平成29(2017)年の1年間では増加に転じるなど、人口減に一定の歯止めがかかりました。転入者が転出者を上回る社会増になったことが大きな要因です。また、出生数も毎年50人以上を維持しているほか、小学校の児童数の減少傾向に歯止めがかかるなど、近隣と比べても人口減少の度合いが低く、吉富町を住む場所を選んでいただく方が増加していると予測されます。

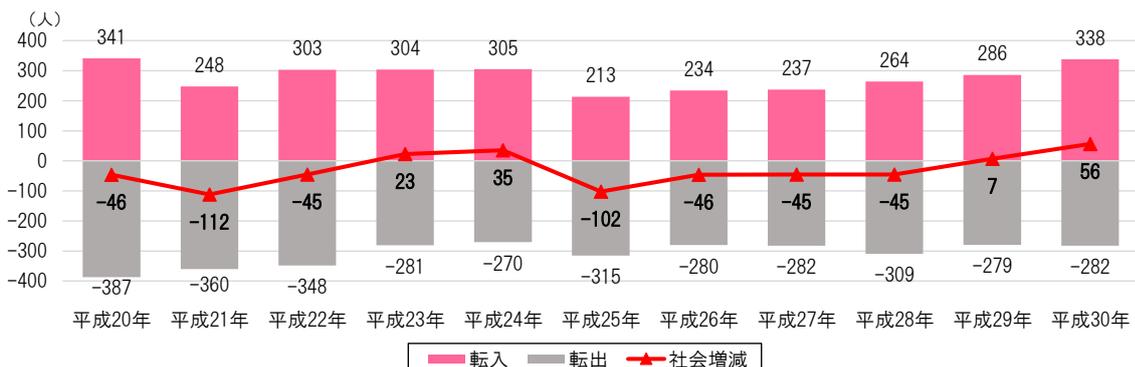
人口の増加に関しては狭い道路の拡幅、定住化の奨励金交付や新婚家庭への家賃補助、駅前のにぎわいづくりなど、町に住んでもらうための施策による一定の効果が表れていると予測されます。今後も人口の増加に向けた施策を継続するとともに、その転入者を町内に定着させるための取り組みを検討することが必要です。

■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳

■転入・転出の推移



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

(2) アンケート調査より

本計画を策定するにあたり、行政施策の各分野における住民の意識の現状を把握するとともに、今後の行政運営に活用するため、アンケート調査を実施しました。

◆実施概要

一般住民調査

- ・調査対象者 : 町内在住の 15 歳以上の住民
- ・抽出方法 : 無作為抽出
- ・調査期間 : 平成 30 (2018) 年 12 月 12 日～12 月 25 日
- ・調査方法 : 郵送配布・郵送回収による郵送調査法

◆配布・回収結果

| 調査票 | 調査対象者数 (配布数) | 回収数 | 回収結果 | |
|-------------------|-----------------|-------|--------|--------|
| | | | 有効回答数※ | 有効回答率※ |
| 吉富町まちづくり アンケート | 2,000 件 | 692 件 | 690 件 | 34.5% |

※有効回答数、有効回答率は、回収数から無効回答分（白票・回収期限を超えたもの）を除いたものです。

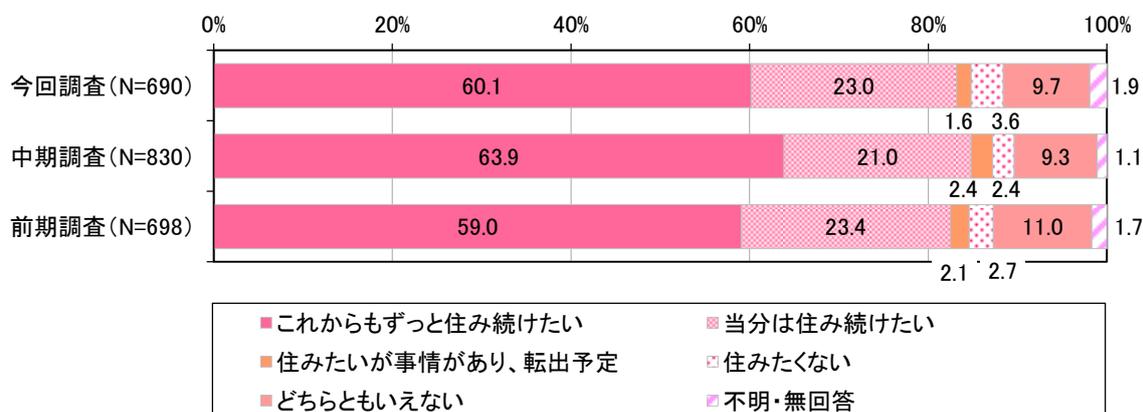
以下、主な質問項目に関する回答の集計結果を紹介します。文中に「前期調査」とあるのは平成 22 (2010) 年 9 月、「中期調査」とあるのは平成 27 (2015) 年 2 月に実施した住民意識調査を資料としています。

Q 今後も吉富町に住み続けたいと思いますか？

居住希望についてみると、「これからもずっと住み続けたい」が 60.1%と最も高く、次いで「当分は住み続けたい」が 23.0%、「どちらともいえない」が 9.7%となっています。

経年比較でみると、どの項目においても 5 ポイント以上変化するような大きな変化はみられません。

■これからも吉富町に住み続けたいと思うか

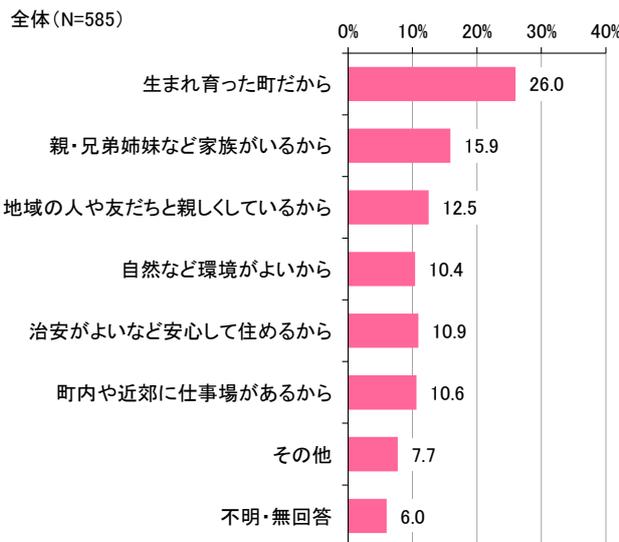


Q 住み続けたい（住み続けたくない）理由はなんですか？

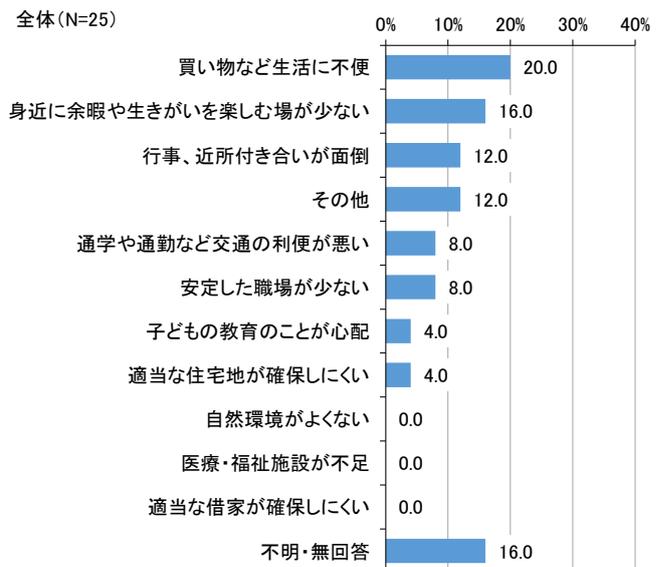
住み続けたい理由についてみると、「生まれ育った町だから」が26.0%と最も高く、次いで「親・兄弟姉妹など家族がいるから」が15.9%、「地域の人や友だちと親しくしているから」が12.5%となっています。

また、住み続けたくない理由についてみると、「買い物など生活に不便」が20.0%と最も高く、次いで「身近に余暇や生きがいを楽しむ場が少ない」が16.0%、「行事、近所付き合いが面倒」が12.0%となっています。

■住み続けたい理由



■住み続けたくない理由

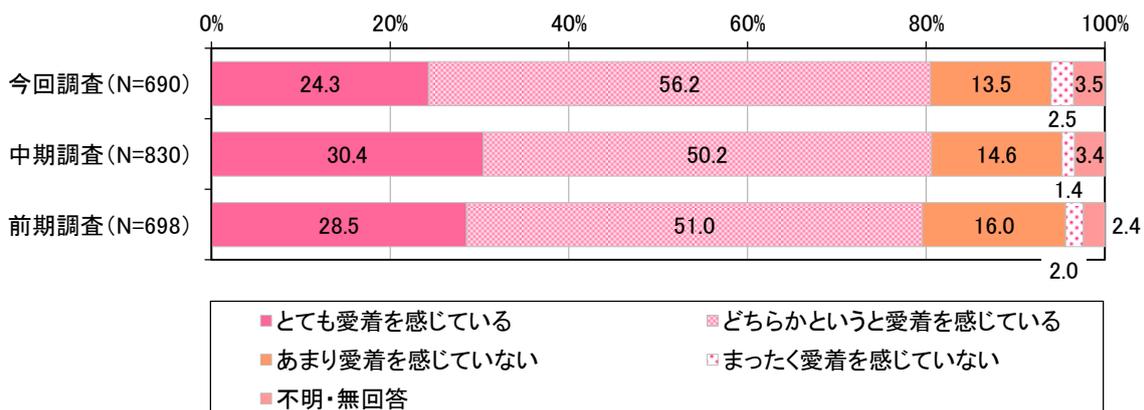


Q あなたは吉富町に対して「自分の町」としての愛着をどの程度感じていますか？

吉富町に対して「自分の町」としての愛着をどの程度感じているかについてみると、「どちらか」という愛着を感じている」が56.2%と最も高く、次いで「とても愛着を感じている」が24.3%、「あまり愛着を感じていない」が13.5%となっています。

経年比較でみると、「どちらか」という愛着を感じている」が、中期調査から今回調査にかけて6ポイント高くなっています。

■吉富町にどの程度愛着を感じているか



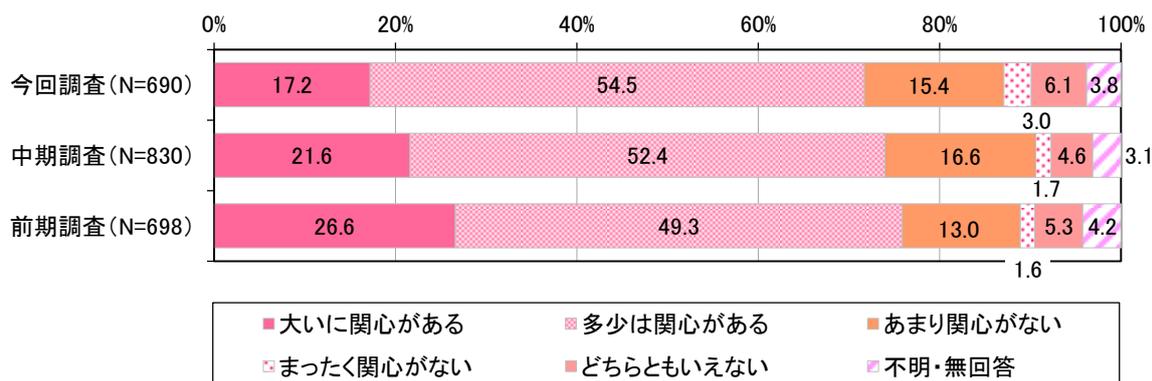
第1部 計画策定にあたって

Q あなたは、町の計画や取り組みについて関心を持っていますか？

町の計画や取り組みについて関心を持っているかについてみると、「多少は関心がある」が54.5%と最も高く、次いで「大いに関心がある」が17.2%、「あまり関心がない」が15.4%となっています。

経年比較でみると、『関心がある（大いに関心がある＋多少は関心があるの合計）』が、調査を重ねるごとに、減少傾向となっています。

■町の計画や取り組みについて関心を持っているか

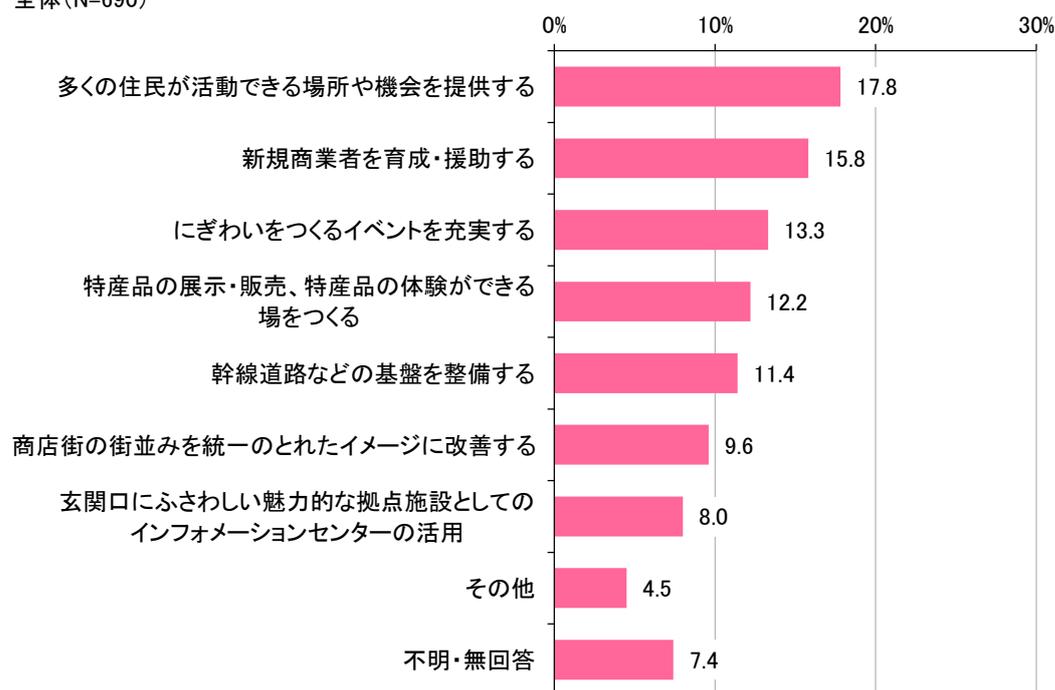


Q 町では、「JR 吉富駅周辺を核としたコンパクトな『女子集客のまち』推進事業」として、にぎわいあるまちづくりのための取り組みを行っていますが、今後、どのような施策が重要だと思いますか？

今後、どのような施策が重要だと思うかについてみると、「多くの住民が活動できる場所や機会を提供する」が17.8%と最も高く、次いで「新規商業者を育成・援助する」が15.8%、「にぎわいをつくるイベントを充実する」が13.3%となっています。

■にぎわいのあるまちづくりのため、今後、どのような施策が重要だと思うか

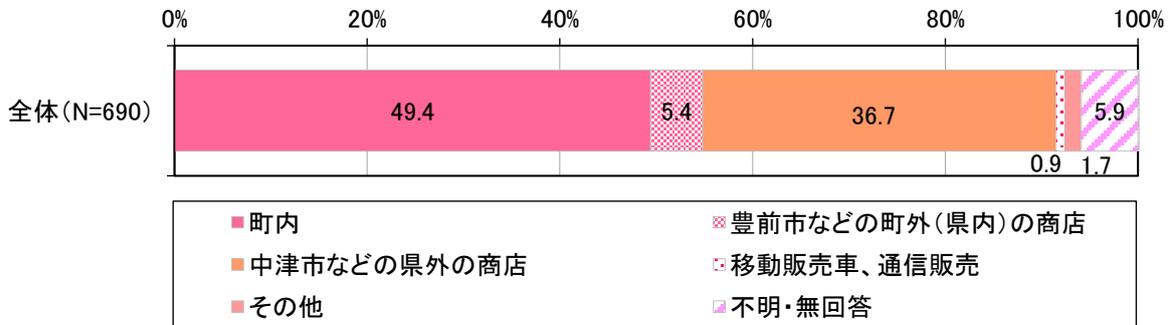
全体 (N=690)



Q 食料品、日用雑貨などの身の回りの品は、主にどこで買物しますか？

買物先についてみると、「町内」が49.4%と最も高く、次いで「中津市などの県外の商店」が36.7%、「豊前市などの町外（県内）の商店」が5.4%となっています。

■買物先について



Q 町の活性化のために、今後どのようなことに力を入れるべきだと思いますか？

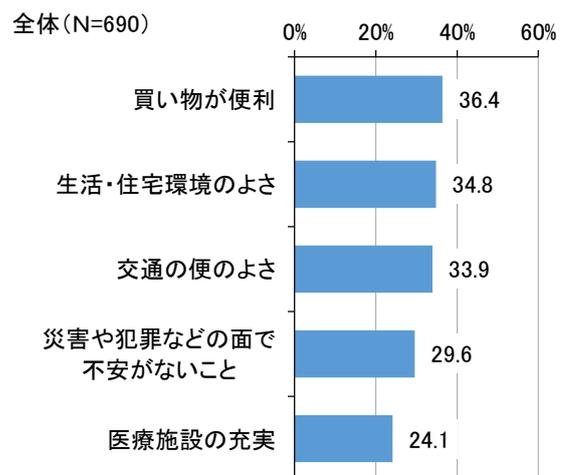
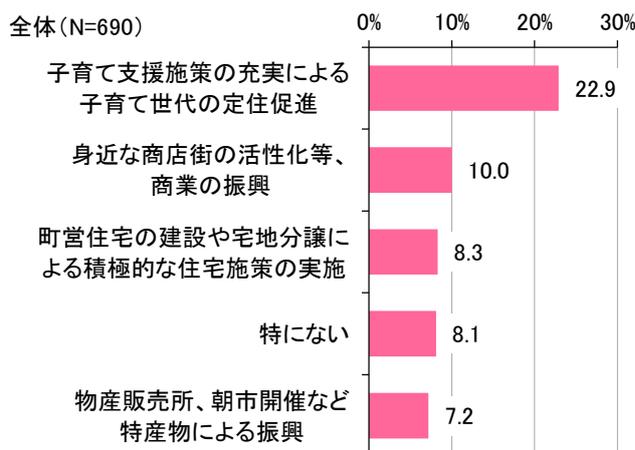
Q あなたが住むべき場所を選ぶ場合に、重視することは何ですか？

町の活性化のために、今後どのようなことに力を入れるべきだと思われるかについてみると、「子育て支援施策の充実による子育て世代の定住促進」が22.9%と最も高く、次いで「身近な商店街の活性化等、商業の振興」が10.0%となっています。

また、住むべき場所を選ぶ場合に、重視することについてみると、「買い物が便利」が36.4%と最も高く、次いで「生活・住宅環境のよさ」が34.8%となっています。

■町の活性化のために今後どのようなことに力を入れるべきか
(上位5位のみを抜粋)

■住むべき場所を選ぶ場合に重視すること
(上位5位のみを抜粋)



第1部 計画策定にあたって

Q 吉富町のこれまでの取り組みについて、あなたはどのくらい満足し、また、重要とお考えですか。

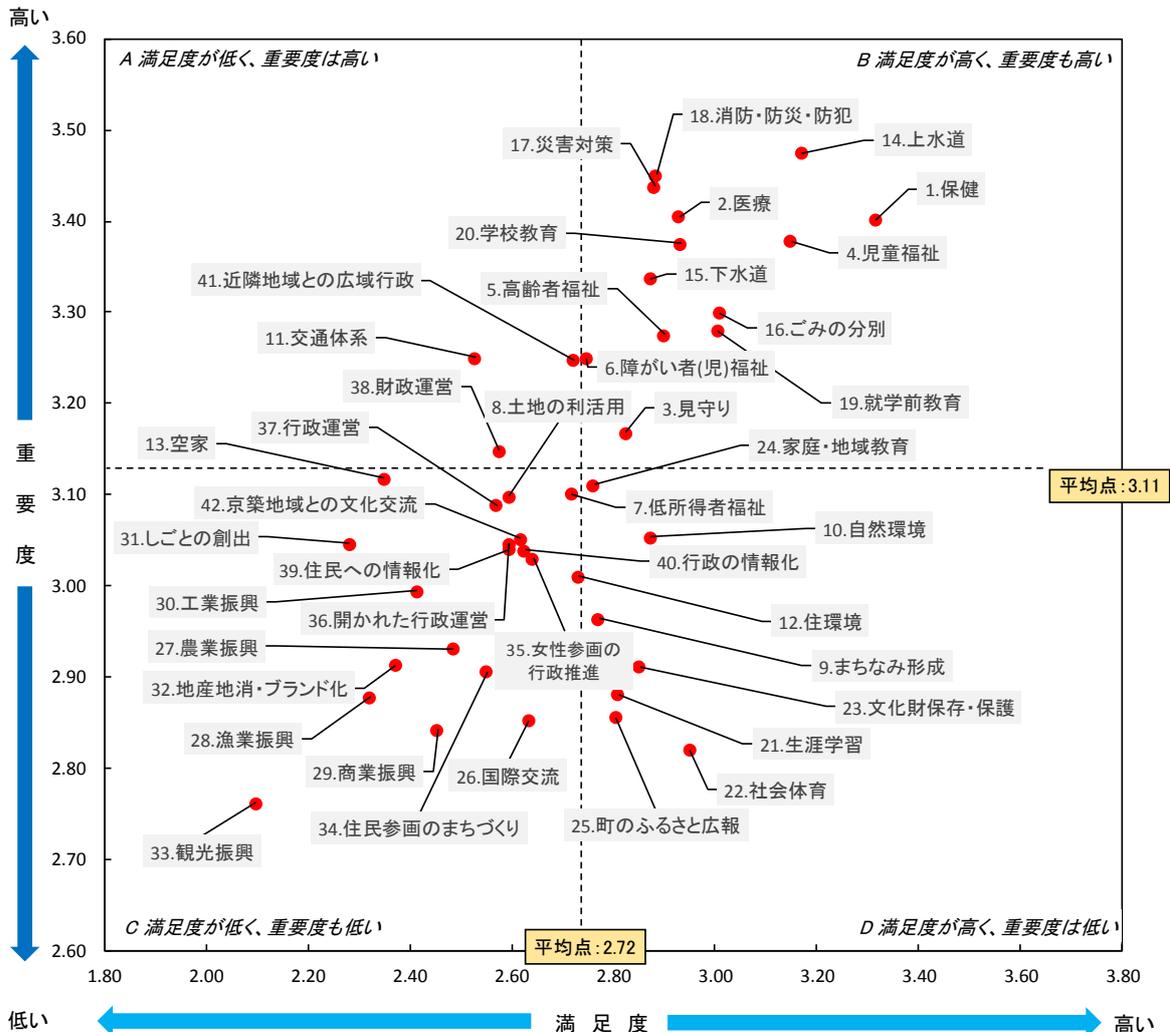
アンケート調査における町の取り組みへの満足度、重要度の評価をみると、住民にとって重要度が高いと評価された教育、福祉、安心・安全などの分野における町の取り組みは、4年前の前回調査に続き満足度が比較的高い状態を維持しており、今後もこれまでの取り組みを維持・充実することが必要です。

一方で、積極的なまちづくりを進めてきたことから、町債の増加や基金の減少などが顕著であり、住民が安心できるよう安定した財政運営に向けた取り組みが必要となっています。

また、交通体系に関する住民の関心が高くなり、満足度が低下しています。道路の整備、巡回バスや乗り合いタクシーなどの公共交通の充実を検討する必要があります。

そのほか、産業振興の分野については、前回調査から満足度向上の取り組みが求められていることから、雇用や消費する場を創り出し、町の活性化にもつなげる取り組みが必要です。

■満足度及び重要度について、回答の平均値の分布



(3) 各種調査結果の整理・分析によって導き出された課題について

統計などの基礎調査やアンケート調査などの各種調査の整理・分析の結果、後期基本計画を推進していくうえでの主なものとして以下の3つの課題があげられます。

(課題1) シビックプライド⁽¹⁾の醸成

アンケート結果からみえた課題として、新しく移住してきた人たち、吉富町外で就業している人たちの町への「帰属感」が比較的に低いことがわかりました。こうした帰属感が低い状態では、まちづくりへの住民の参加が望めなくなります。今後行政と住民とが協働しながらまちを創っていくことは不可欠であり、そのためにも、新しく移住してくる人たちが「吉富町民である」というアイデンティティを持てること、「吉富町民」であることに誇りを持てる環境を作ることが重要となってきます。

(課題2) 人が集まる空間の創出

アンケートにおいて、にぎわいをつくるために必要な施策をきいたところ、「多くの住民が活動できる場所や機会を提供する」という回答が最も多くなっていました。

また、多くの人が集まり交流できる様々な役割を持つ空間が必要という意見もみられます。

人が集まり交流できる空間を必要とする理由に「町のシンボル」といった意見があるように、住民としてのアイデンティティを醸成するためには、住民みんなが共有できるシンボル（建物、自然等）が必要であり、かつ、より多くの人が集まり、コミュニケーションができる空間が必要になります。

アイデンティティというのは、他の存在があって初めてつくられます。つまり他の町から「吉富町は〇〇な町」と認識される必要があります。町としてのアイデンティティを確立させるためには、対外的なPRも今後必要となります。

(課題3) 消費する場の創出

アンケートにおいて、半数の人が町外で買い物をしていることがわかりました。

また、吉富町に必要なものとして「居酒屋、カフェなど」という意見もみうけられ、町内に消費する場所がないということの表れとなります。

さらに、まち・ひと・しごと創生本部事務局が公表している地域経済分析システム「RE S A S」によると、地域経済の循環率が83.3%と100%を下回っています。つまり、仕事で得られた所得が、町内で消費されず、町外へ流出しています。

飲食店やショップなどのローカルビジネス等を振興することにより、新たに消費する場としての吉富町を再創造していく必要があります。

(1) シビックプライド：個々人がまちに抱く誇りや愛着のこと。

5 後期基本計画策定のポイント

これまでに示した近年の社会動向や、各種調査結果の整理・分析によって導かれた課題をもとに、後期基本計画策定のポイントを以下のように設定します。

(1) 中期基本計画の施策の再考とさらなるステップアップ

近年の吉富町の人口推移をみると、長らく続いていた人口減少に一定の歯止めがかかり、転入・転出といった人口移動の差し引きの状況についても転入がプラスになる年も出るなど、中期基本計画や地方創生総合戦略に基づいて進めてきた定住・移住促進の取り組みが成果をあげ始めていることがうかがえます。

後期基本計画においては、成果が出つつある中期基本計画の内容を再考しながら、効果があると判断できる施策については、さらにステップアップする取り組みを進めます。

(2) 限られた財源の有効活用

中期基本計画に基づく積極的なまちづくりへの取り組みが成果をあげつつある一方で、町の借金である町債は増加し、貯金である基金は減少するなど、財政状況は厳しさを増しています。限られた財源の中で、最大限の効果があげられるよう、選択と集中によるメリハリのある施策を展開します。

(3) 新たな課題への対応

前頁にあげられている3つの主な課題に対し、町全体で取り組むべき課題として認識し、重点プロジェクトとして位置づけをします。

また、それ以外にもSNS等の情報通信技術の急速な進展や、長寿命化に伴う老老介護や認知症患者の増加といった社会問題の深刻化、急増する外国人観光客や労働者への支援など、行政が取り組むべき課題や支援は日々変化・多様化し、複雑さを増しています。

こうした新たな課題について、柔軟かつ適切に対応した計画をつくり、進めていきます。

第2部 基本構想

1 吉富町の将来像

本町では、平成 23（2011）年度に策定した第4次吉富町総合計画の将来像「誇りと絆を育む緑豊かな住みよいまち ～小さなまちにあふれる輝き～」を実現するため、各種施策を推進し、住みよいまちづくりを進めてきました。

平成 27（2015）年度からの中期基本計画は、計画がより戦略的・実効的なものになるよう内容を充実させ「吉富町まち・ひと・しごと創生総合戦略」とも連動しながら施策を推進し、結果として、最近では人口減少に歯止めがかかるなど、一定の成果を上げつつあります。

後期基本計画は、成果をあげつつある中期基本計画の内容を踏襲しつつ、計画を進化（深化）させるものであり、将来像については中期基本計画に引き続き、次のように設定します。

誇りと絆を育む緑豊かな住みよいまち
～小さなまちにあふれる輝き～

2 主要指標

（1）将来人口

吉富町の人口は第4次総合計画が始まった平成23(2011)年には7,132人、平成30(2018)年では6,854人となっています。

安定した行財政運営や住みよいまちづくりを推進するためには、人口の確保は非常に重要であり、住環境の魅力化に取り組むとともにシティプロモーションを推進し「住みたい・住み続けたい」人を増やすことで、中期基本計画の目標人口8,000人を踏襲し、目標人口を念頭においた各種施策に取り組めます。

■人口の推移と将来人口推計



資料：住民基本台帳（実績値）、総合計画中期基本計画より転載（推計値）

3 基本目標の方針（施策の大綱）

（1）一人ひとりの「命と暮らし」が輝くまちづくり

- 人生 100 年時代といわれる現代において、健康寿命を延伸することは重要であり、特定健診やがん検診の受診勧奨や、健康的な食習慣や運動習慣の定着に向けた取り組みを進めます。また、医療については、近隣自治体と連携を図りながら確保に努めます。
- 地震や大雨などの大規模災害や、認知症高齢者の行方不明等の社会問題に対し、地域の住民同士での「見守り・ささえ合い」の機能がより重視されるようになっていきます。地域の一人ひとりを全体でささえ合う「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めます。
- 子育てと仕事の両立の支援をはじめ、子育て世代のニーズにあった取り組みを推進するとともに、社会問題となっている児童虐待についても、早期発見や防止に向けた取り組みを進めます。
- 障がい者（児）福祉については、サービスの拡充など地域で自分らしく生活できる支援を進めるとともに、障害者差別解消法に係る「合理的配慮」の啓発を推進します。
- 生活困窮者等への支援に向けて、関係機関と連携を図りながら、相談窓口としての機能の強化や周知を推進します。

（2）暮らしの「環境」が輝くまちづくり

- 快適に暮らし、「永く住み続けたい」と思える住環境の整備に向け、公共交通や上下水道、町営住宅等の整備や改良を進めます。また、空家については、空家バンクの活用等を進めるとともに、危険空家については所有者と連携し適切な対処を進めます。
- 現在の美しい自然を永く後世にも残すため、省エネ活動やごみの減量、地域の緑化など、自然環境の保護に取り組みます。
- 買い物支援等のため、巡回バス、乗合タクシーの充実を図るとともに、コミュニティバスへの参画を推進します。
- 道路整備に関し、周防灘湾岸線道路や福岡東部県界道路の整備の実現に向けて、広域行政での働きかけ（要望等）を進めます。また、通学路の安全確保として歩道の整備やカラー舗装を進めます。
- 移住定住の促進は、近年成果が出始めており、引き続きPR活動等に取り組みます。
- 防犯について、犯罪の抑制に向けた防犯カメラの設置や、消費者被害の防止に向けた相談・啓発活動を推進します。
- 地域防災計画に基づく取り組みを推進し、災害に強いまちづくりや、災害にあっても被害を最小限に抑えるための体制の構築（自助・共助・公助の連動など）に努めます。

(3) 人々の「心」と「つながり」が輝くまちづくり

- 学校教育について、ICTの活用や職員の指導力向上により充実化を図るとともに、英語の教科化など、新しい流れにも対応する取り組みを進めます。また、ニーズの高い「教育相談」にも引き続き取り組みます。
- スポーツや読書、芸術・文化など生涯学習に関連する住民の様々な活動を支援します。また、町の歴史や文化を含む様々な魅力を周知し、ふるさとへの愛着、シビックプライドの向上を図るとともに、まちの魅力をさらに高めるため、人が集まる「にぎわいの場」づくりを進めます。
- 日本の国際化が急速に進むなかで、本町においても公共施設等における外国語併記の推進に取り組むとともに、幼児期からの英語教育の実施により国際感覚を持った次世代の人材育成に努めます。

(4) 人々の「しごと」、地域の「産業」が輝くまちづくり

- 第1次産業である農業や漁業について、営農体制や漁港の浚渫といった基盤整備を推進するとともに、担い手や後継者の育成支援、販路の拡大に向けたPR等に取り組みます。また、商工業の振興に向けて、商工会と連携しながら既存の事業所への支援を行うとともに、新しい企業の誘致や創業支援に取り組みます。
- 町の玄関口である吉富駅周辺は、チャレンジショップの開設や駅前マルシェの開催による活性化に努めます。
- 観光産業について、近隣自治体と連携したPRや、資源の発掘により、振興に努めます。

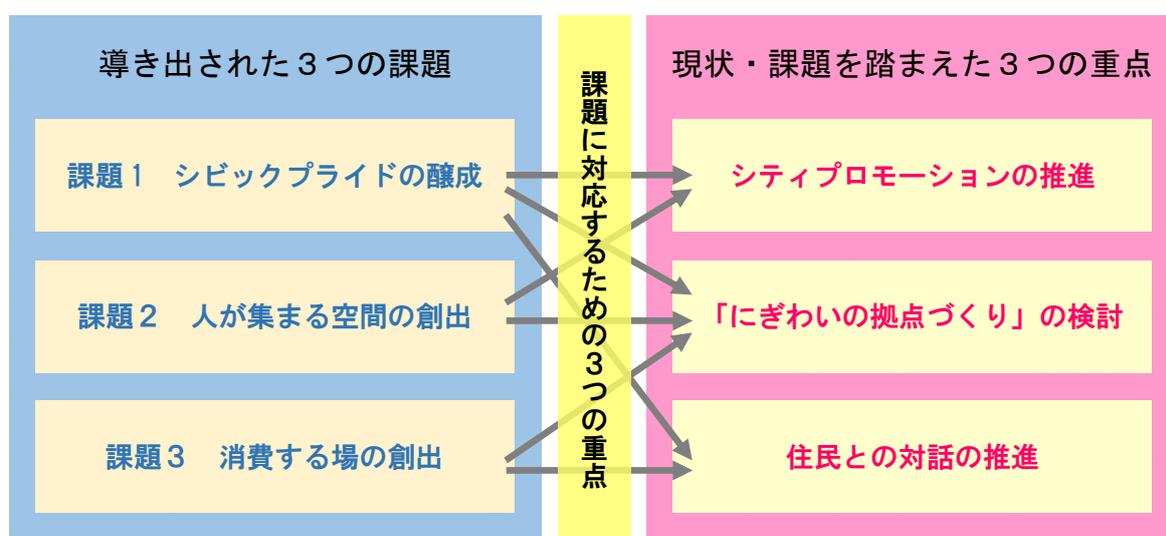
(5) 人々をつなぐ「仕組み」が輝くまちづくり

- まちづくりの推進にあたり、住民や各種団体と行政が協力・連携し、地域課題を共有できるよう、参画機会の拡充や適切な情報発信に努めます。
- 人権尊重・男女共同参画のまちづくりとして、女性活躍をはじめ、ワーク・ライフ・バランスの推進や、固定的な性別役割分担意識の解消等に向けた取り組みを進めます。
- 行政運営について、職員研修等の充実により人材育成を図り、情報漏えいの防止に向けた適正管理を徹底します。また、行政評価システムの改良・推進に取り組みます。さらに、公聴の推進に向けて、パブリックコメント制度の活用を推進します。
- 財政運営について、公共施設の管理や事務事業の民間委託の推進等による経費の節減に努めるとともに、限られた財源を有効に活用するため、事業の取捨選択など効率的な業務の推進に努めます。
- 医療や防災体制の整備、ごみ処理や上下水道、し尿、火葬といった生活基盤の整備など、広域での連携が必要な事業は、近隣自治体や国や県と連携をとることで「住みよいまちづくり」を効果的に推進します。

4 重点プロジェクト

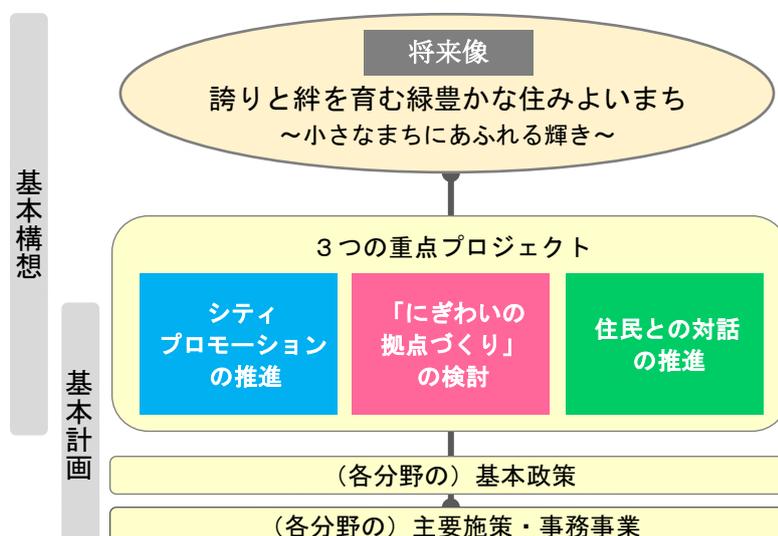
(1) 重点プロジェクトの設定

各種調査結果の整理・分析によって導き出された「シビックプライドの醸成」「人が集まる空間の創出」「消費する場の創出」という3つの課題に対応するために、「シティプロモーションの推進」「にぎわいの拠点づくりの検討」「住民との対話の推進」の3点を、新たに後期基本計画の重点プロジェクトとして設定します。



(2) 重点プロジェクトの位置づけ

重点プロジェクトは各分野の基本政策や施策と連動し、特に関連度の高い施策は重点施策として、庁内の横断的な連携はもとより、町民や事業者が総力をあげて取り組む重点的な事業として位置づけます。



(3) 重点プロジェクトの内容

◆シティプロモーションの推進

なぜ必要なのか

⇒住民が快適な生活を送るためには、行政が様々な事業を実施することが必要です。そのためには、人口規模の維持は必要なことであり、「住んでみたい」「住み続けたい」という人を増やすことが必要です。その「住んでみたい」「住み続けたい」という気持ちを持ってもらうために行うPRが、シティプロモーションとなります。

具体的に、何を行うのか

⇒シティプロモーションとは、一般的に町外の方にまちの魅力をPRすることをいいますが、その訴求力を高めるためには公共交通網や景観整備などを含む住環境の魅力化、子育て支援や学校教育など子育て環境の魅力化、「そこで働きたい」と思うような雇用の充実など、様々な方面からの取り組みが考えられます。また、観光をきっかけに町の魅力に気づき、「吉富町が好き」「住んでみたい」という人を増やすという方法もあります。

そういった様々な取り組みにより、まちの魅力を高め「住んでみたい」という方を増やす取り組みを進めます。

また、町外へのPRとともに、住民へのプロモーションは重要であり、プロモーションや住民参加のまちづくりによりシビックプライドを醸成し、「住み続けたい」という定住意向を持つ住民を増やし、その家族の次世代までもが「吉富町に住み続けたい」と思えるような取り組みを推進します。

◆「にぎわいの拠点づくり」の検討

なぜ必要なのか

⇒まちににぎわいをつくるために必要なこととして「居場所的機能」を有した多世代が交流できる拠点が必要であるという意見が多くあげられました。確かに、多世代が交流できる魅力的な拠点ができれば、福祉的な観点だけでも、子どもや高齢者を見守る場として機能したり、相談相手や話相手ができることによる孤立の防止につながるなどの効果が期待できるとともに、様々な人と関わることで知識や教養を深められる機能も期待できます。

具体的に、何を行うのか

⇒「多世代が交流できる拠点」には上記のような魅力的な機能がある一方で、実現するためには場所や資金の確保、設備や運営体制など多くの課題や検討材料があることから、後期基本計画期間では、実現の可否を含めた検討に重点的に取り組むものとしします。

◆住民との対話の推進

なぜ必要なのか

⇒住みよい生活環境を確保するために、住民の意見や要望を聴取する「開かれた行政」であることは重要です。そのために行うことが対話であり、対話は意見や要望の聴取だけでなく、「まちづくりの担い手」としての住民のシビックプライドを育てることにもつながります。住民参加のまちづくりを促進するためにも、住民との対話を推進します。

具体的に、何を行うのか

⇒施策の一つにもあげられている「住民との協働」を推進するためには、住民にまちづくりに関心を持ってもらい、参画してもらうために、WEBや広報紙など多様な媒体を用いた情報発信を行うとともに、意見や要望を聞く機能としての対話は非常に重要です。また、効率的な業務委託の推進などにより支出を削減し健全な行財政運営を図るとともに、住民との対話に必要なスキルとして研修等による職員の資質向上を行うことで、より信頼される組織づくりを進めます。

■重点プロジェクトと特に関連度の高い施策

シティプロモーションの推進

魅力的で美しいまちなみづくり／交通基盤の整備／住環境の充実／
学校教育の充実／ふるさとへの誇り・愛着の向上

「にぎわいの拠点づくり」の検討

健康づくりと医療体制の充実／ささえ合いのまちづくり／子育て支援の充実／
高齢者福祉の充実／障がい者（児）福祉の充実／生活困窮者等への支援／
社会教育の充実／住民自治、協働のまちづくりの推進

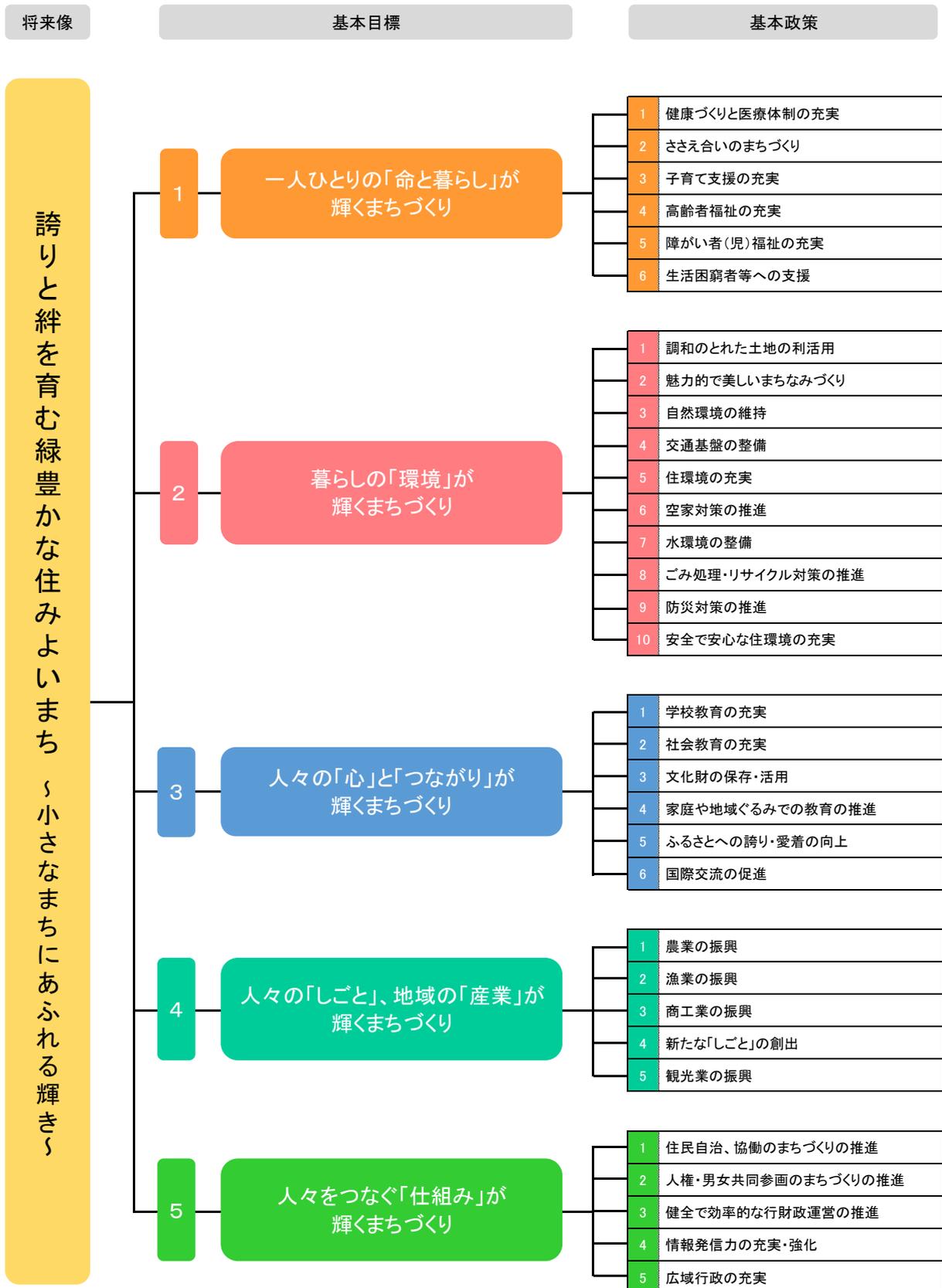
住民との対話の推進

住環境の充実／ふるさとへの誇り・愛着の向上／住民自治、協働のまちづくりの推
進／健全で効率的な行財政運営の推進／情報発信力の充実・強化

第3部 後期基本計画

施策の体系

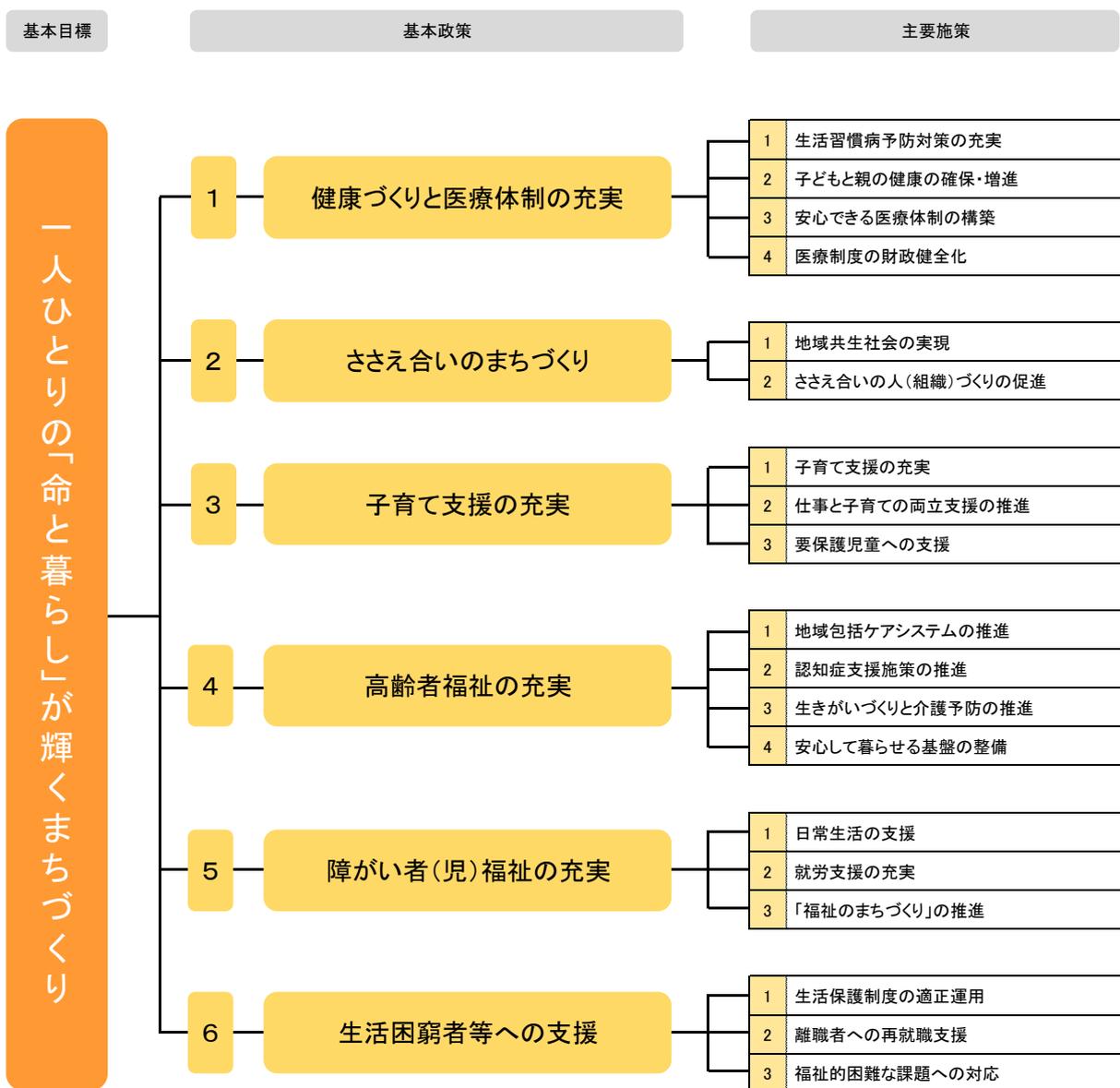
施策体系図



基本目標1 一人ひとりの「命と暮らし」が輝くまちづくり

基本目標1 一人ひとりの「命と暮らし」が輝くまちづくり

施策体系図



基本政策 1 健康づくりと医療体制の充実



◆施策の目的

人生 100 年時代といわれる現代を元気に生き抜くため、健康寿命を延伸するための取り組みや啓発を進めます。また、医療については、近隣自治体と連携を図りながら、安心できる医療体制の確保に努めます。

◆現状と課題

- 人生 100 年時代といわれる現代では、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防が全国的な課題となっています。誰もが生涯にわたって健康を維持していくためには、がん検診による早期発見や、特定健診等の効果的実施による生活習慣病の発症予防・重症化予防、ライフステージに応じた健康づくりの推進や介護予防の取り組みが必要です。
- 医療体制について、夜間・休日の在宅当番医制は、医師の高齢化・人材不足等により継続的な運営が困難な状況となっています。広域医療圏単位での診療体制の整備など、検討が必要です。また、適正受診に向けて、日々の健康管理への啓発と、かかりつけ医への受診の普及を図る必要があります。
- 特定健診の受診率について、目標値には達していないものの県内 10 位と上位にあります。今後は、医療機関と連携した未受診者対策による受診率の向上が必要です。
- 乳幼児全戸訪問事業や乳幼児健診の実施は、疾病の早期発見や健康増進だけでなく、孤立しがちな子育て家庭への早期支援の実施や児童虐待防止のためにも重要です。受診率の更なる向上に向けた取り組みを推進します。また、「食育」の推進により、健康的な食習慣の定着や心身の健康増進を図り豊かな人間形成に取り組むことが重要です。
- 国は、妊娠・出産・育児期の多様な支援のニーズにワンストップで対応する「子育て世代包括支援センター」の設置を進めています。保健・医療の充実や社会からの孤立防止、不安の解消、児童虐待防止と早期発見など、母子保健福祉情報の一元化を図り、子育て支援センターと連携し、包括的な体制を整備することが重要です。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》生活習慣病予防対策の充実

健康的な食事習慣や運動習慣の意識づけを推進するとともに、健康増進のための場づくりを進めます。

また、がん検診や特定健診、特定保健指導の受診率の向上、生活習慣病の重症化予防対策に取り組めます。

《2》子どもと親の健康の確保・増進

出産前から、親子の育ちを見守る継続的な支援をあいあいプラザ（子育て世代包括支援センター）で行うとともに、特に支援が必要な家庭に対しては適切な指導や援助を図ります。

また、様々な不安を抱える保護者に対し、電話や訪問等による個別相談を実施し、早期に不安の解消に向けた支援を行います。

《3》安心できる医療体制の構築

市民が安心して医療サービスを受けられるよう、夜間や休日の急病にも対応できる医療体制の確保に努めます。

《4》医療制度の財政健全化

医療制度の財政健全化に向けて、日頃からの健康管理やジェネリック医薬品の活用に向けた啓発を行うとともに、生活習慣病の重症化予防を推進します。

1. 健康診査の充実と活用

- がん検診や特定健診の受診勧奨
- 生活習慣病の重症化予防に向けた保健指導の実施

2. 健康づくり・食育のまちづくりの推進

- 乳幼児期からの栄養相談の実施
- 健康料理教室等の開催

1. 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

- 乳幼児全戸訪問事業や乳幼児健診の実施
- 要支援者や要指導者に対する訪問指導の実施

2. 育児不安の解消への支援

- 相談支援の実施
- 子育て支援センターとの連携促進

1. 地域医療体制の充実

- 夜間休日の救急医療体制の確保
- 救急医療情報キットの配布

1. 適正受診対策等の推進

- 適正受診や日頃からの健康管理に向けた啓発

2. 重症化予防対策の推進

- 健康診査やがん検診未受診者への受診勧奨
- 生活習慣病の重症化予防に向けた医療機関との連携強化

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値（平成30年度） | 実績値（平成30年度） | 目標値（令和4年度） |
|-----------|-------------|-------------|------------|
| 特定健康診査受診率 | 60%（令和4年度） | 46.1% | 60% |
| 乳児健診受診率 | 100% | 96% | 毎年度100% |

◎みんなでできること

◆長く健康でいられるように、健康的な食生活と適度な運動を心がけましょう。

基本政策2 ささえ合いのまちづくり



◆施策の目的

地域における高齢者等の孤立や困りごとなど課題に対応するためには、地域の住民同士で「見守り合う・ささえ合う」ことが重要です。地域の一人ひとりを地域でささえ合う「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めます。

◆現状と課題

- 高齢化、人口減少などにより地域活動をささえる民生委員児童委員やボランティアの人員が不足しています。若い世代の協力を促すための取り組みが必要です。
- 災害発生時に障がい者や高齢者など、支援を必要とする方がいち早く避難をするためには、地域の住民同士で「助け合う」ことが非常に重要です。自分や家族のことだけでなく、「向こう三軒両隣」の助け合いを意識した、日頃の付き合い（挨拶や声掛け）を促進するための啓発が必要です。
- ささえ合い体制の構築・充実に向けて、生活支援コーディネーター⁽²⁾など、地域の人材を有効に活用する必要があります。また、学童期からの啓発により「ささえ合い」の重要性を理解し、自ら動ける人材を育成することが必要です。
- 「ささえる側」の体制の充実のために、生活支援員⁽³⁾や認知症サポーター⁽⁴⁾、有償ボランティアなどの人材の育成が必要です。

⁽²⁾ 生活支援コーディネーター…市町村域または日常生活圏域において、住民主体の生活支援等サービス、助け合いの仕組みを構築する推進役のこと。

⁽³⁾ 生活支援員…地域福祉権利擁護事業において、定期的に、または利用者からの希望があったときに、利用者宅を訪問し、支援計画に沿った援助を行う人のこと。

⁽⁴⁾ 認知症サポーター…認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。養成講座を受講することで誰でもなることができる。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》地域共生社会の実現

地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として住民同士や地域全体でささえていく取り組みを進めます。

また、「吉富ささえ愛♥たい」などの活動を支援するとともに、生活支援コーディネーターによる地域課題を解決するための取り組みを進めます。

1. 住民相互のささえ合いの推進

- 自治会活動の支援
- 自治会への加入の促進
- 社会福祉協議会の活動の支援
- ささえ合い体制の構築に向けた研修の実施

2. 生活支援コーディネーターの活用

- 生活支援コーディネーターの活用の推進

《2》ささえ合いの人（組織）づくりの促進

学校における「ささえ合い」勉強会の実施や、認知症サポーターの養成などにより、人材の育成を図ります。

他にも、生活支援員講座の開催や有償ボランティア制度の普及促進など、人材の確保を推進します。

1. ささえ合いの人材育成

- 小中学校における「ささえ合い」勉強会や認知症サポーター養成講座の開催

2. ボランティア組織への支援体制づくり

- ボランティア団体やNPO法人の設立や育成に係る支援の実施
- 生活支援員講座の開催
- 有償ボランティア制度の普及促進

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値 (平成30年度) | 実績値 (平成30年度) | 目標値 (令和4年度) |
|------------------|--------------|--------------|-------------|
| 見守り団体数 | 4団体 (令和4年度) | 0団体 | 3団体 |
| ボランティア人数 (社協登録数) | 170人 (令和4年度) | 103人 | 150人 |

◎みんなのできること

- ◆日頃から「向こう三軒両隣」の付き合いを意識して、挨拶や声掛けをしましょう。
- ◆自治会長や民生委員児童委員の活動を知り、自分にできる協力をしましょう。

基本政策3 子育て支援の充実



◆施策の目的

子育てと仕事の両立の支援をはじめ、子育て世代のニーズにあった取り組みを推進することで、子どもを産み育てやすい環境の構築や、子育て環境の魅力化を図ります。また、社会問題でもある児童虐待について、早期発見や防止に向けた取り組みを進めます。

◆現状と課題

○共働き世帯の増加など、ライフスタイルの変化・多様化に伴い保育ニーズも多様化しています。ニーズを的確に把握するとともに、子どもの特性に応じて適切な配慮を行うなど、きめ細かな子育て支援サービスの提供を推進していく必要があります。本町でも、町立保育所における0歳児保育の実施など、新たな取り組みの検討が必要です。

○令和元（2019）年10月から始まる幼児教育・保育の無償化により、ニーズがさらに高まる可能性があります。少子化の動向も踏まえながら計画的な受け皿の整備・確保が必要です。

○核家族化や少子化の影響により、子育て中の親が孤立してしまうケースが全国的に多くみられます。孤立は親の心理状態を不安定にするとともにネグレクトなどの虐待につながる危険性も含んでおり、相談体制の充実や居場所づくりなど、孤立を防ぐ取り組みが必要です。

○社会問題にもなっている児童虐待の撲滅及び早期発見・早期対応に向けて、要保護児童地域対策協議会の機能強化とともに、地域住民の見守り意識の向上が重要となっています。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》子育て支援の充実

子育て家庭の孤立防止のためにも、子育て支援センターの機能強化は重要です。利用しやすい魅力的な取り組みの検討・実施及び周知の強化により、利用者の増加を目指します。また、地域で子育て世帯をささえる体制づくりにむけて、声掛け等の見守り活動の啓発を推進します。

他にも、不妊治療の経費や医療費への助成を行うとともに学校給食費の無償化を推進し、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

《2》仕事と子育ての両立支援の推進

保育所・放課後児童クラブの運営はもちろん、病児・病後児保育や延長保育など多様な子育て支援の実施により、子育て世代が働きやすい環境を整え、仕事と子育ての両立を支援します。

《3》要保護児童への支援

特に支援が必要な子どもや家庭に対して、訪問による養育指導・助言等の支援を行うことで、家庭での適切な養育につなげます。

また、要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関・団体の連携を強化します。

1. 子育て支援サービスの充実

- 子育て支援センターの機能強化
- 子育て総合相談窓口の体制強化
- 子育てにおける地域の見守り活動の推進

2. 【新規】学校給食費の無償化の推進

- 学校給食費の無償化

3. 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

- 不妊治療に対する経費の助成（※1）
- 児童や家庭に対する医療費の助成（※2）

1. 保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実

- 町立保育所における0歳児保育の実施の検討
- 病児保育や延長保育等多様な保育の推進
- 放課後児童クラブの長期休暇のみの利用受付の検討

1. 児童虐待防止対策の充実

- 養育訪問支援の実施
- 要保護児童の早期発見・保護の推進
- 児童虐待防止に関する啓発の推進

※1 特定不妊治療を受けている方へ、治療費の一部を助成しています。助成には所得制限があります。

※2 子どもの医療費の助成は0歳から中学3年生までが対象です。

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値（平成30年度） | 実績値（平成30年度） | 目標値（令和4年度） |
|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 子育て支援センター利用者数 | - | 2,500人/年 | 2,800人/年 |
| 放課後児童クラブ児童受入率 | 低学年 100% 高学年 100% | 低学年 100% 高学年 100% | 低学年 100% 高学年 100% |

◎みんなでできること

◆地域の子どもへの声掛けや子育て家庭の見守りなど、自分にできる子育て支援をしましょう。

基本政策4 高齢者福祉の充実



◆施策の目的

生涯を住み慣れた地域で暮らすことができるよう、健康づくりと介護予防を推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築・充実を図ります。また、自助・互助・共助⁽⁵⁾の考えに基づき、地域でのささえ合いや見守り体制の構築を推進します。

◆現状と課題

- 団塊の世代が75歳を迎える令和7（2025）年に向けて、住民の一人ひとりがいつまでも住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要です。
- 人口減少の影響により様々な分野において担い手が不足しており、元気な高齢者の活躍が求められています。高齢者が地域の担い手として生涯現役の暮らしを送ることができるよう、生涯学習活動や地域活動などへの参加を促すなど、社会参加を支援していくことが必要です。
- 高齢化率の上昇とともに、認知症になる人も増加しています。認知症サポーターなど地域での見守り体制を構築するとともに、家族をささえる環境を整えることが必要です。
- 近年、一人暮らしの高齢者が急増しており、本町でも総世帯数の20%以上となっています。不安を抱える一人暮らしの高齢者をささえる生活環境の整備・充実が必要です。

⁽⁵⁾ 自助・互助・共助…自助は、自分で自分を助ける＝自らの健康管理などを指す。互助は、互いの助け合い＝ボランティア活動等、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的な活動を指す。共助は、互助に費用負担が制度的に加わったもので、介護保険などリスクを共有する仲間（被保険者）の負担（保険料の納付）による助け合いを指す。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》地域包括ケアシステムの推進

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

1. 在宅医療と介護の連携の充実

- 在宅医療の普及啓発と在宅介護負担の軽減
- 医療・介護等の関係機関との連携強化
- 要介護者に向けた日常生活用具の給付・貸与

《2》認知症支援施策の推進

認知症サポーターや認知症地域支援推進員により、認知症のある人やその家族を地域で見守り支援する体制の構築を進めます。

1. 認知症支援体制の充実

- 認知症サポーターの養成
- 認知症地域支援推進員による早期支援の実施
- 認知症患者の権利擁護の推進

《3》生きがいづくりと介護予防の推進

健康体操や、趣味を活かせる場の確保・活用により健康寿命の延伸や高齢者の孤立の防止を図るとともに、介護予防・重度化防止に向けた取り組みを進めます。

1. 介護予防の推進

- 生活支援・介護予防サービスの提供
- 健康体操やサロン等の開催
- 重度化防止の推進
- 高齢者交流事業の推進

《4》安心して暮らせる基盤の整備

買物の代行や配食サービスの実施など、日常生活を支援し、地域で安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、緊急時・災害時における連絡体制づくりなど一人暮らしの高齢者の不安を解消する取り組みを進めます。

1. 高齢者福祉の充実・強化

- 買物代行（同行）など日常生活の支援
- 地域包括支援センターにおける相談事業等の実施
- 緊急通報装置の貸与

2. 見守り体制の構築

- 見守りネットワークの連携の強化

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値（平成30年度） | 実績値（平成30年度） | 目標値（令和4年度） |
|-------------|-------------|-------------|------------|
| 高齢者交流事業参加者数 | - | 196人／年 | 200人／年 |
| 認知症サポーターの人数 | - | 120人 | 140人 |

◎みんなのできること

◆地域の高齢者を先輩として敬い、見守りささえる心を持ちましょう。

基本政策5 障がい者（児）福祉の充実



◆施策の目的

障がいがあっても地域で自分らしく生活できるよう、必要な支援を推進します。また、障がい者やその家族が地域で安心して暮らすために、障がいの特性などに対する理解の促進や「合理的配慮^⑥」の啓発を推進します。

◆現状と課題

- 障がい者（児）への支援について、相談支援専門員や事業所、医療機関、教育機関その他関係機関と連携し、サービスを必要とする方が必要な時に速やかに利用できる支援体制に努めています。
- 障がい者が地域の中で生活する上で、家族の高齢化等による介護力の低下や孤立の加速化、障がいに対する地域の理解不足等の課題があります。居宅介護などの訪問系サービスや移動支援の充実を図るほか、障がいの特性について理解を促す取り組みを進めることで地域生活の障壁（バリア）を取り除き、安心して生活し、社会参加できるまちづくりを進めていくことが重要です。
- 障がいの状況や適性に応じた職業能力の開発の機会を確保するとともに、一般就労はもちろん、障がい者就労事業所への就労を促進するなど、雇用機会の拡大を図る必要があります。
- 高齢化が進む障がい者の方が地域で安心して暮らせるように、親族亡き後を見据えた支援体制を検討する必要があります。
- ニーズが高まっている障がい児への支援について、保育関係者・教育関係者との連携を図り、障がいの早期発見・早期療育を促進する必要があります。

^⑥ 合理的配慮…障がいのある人が、障がいのない人と同等また平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くために行う個別の調整や変更などの配慮のこと。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》日常生活の支援

障がい者の方が安心して地域生活を送るために、相談支援や日中一時支援、コミュニケーション支援等の日常生活支援事業を行います。

また、障がい者の高齢化や発達障がいとされる子どもの増加など、多様化・複雑化する問題・課題に対し、支援施策の周知や充実、相談支援体制の充実を図ります。

1. 自立した生活のためのサービスの提供

- 補装具費の支給
- 地域生活支援事業の実施
- 重度障がい者への医療費の支給

2. 相談支援体制の充実

- 電話や訪問による相談支援事業の実施
- 在宅障がい者の実態の把握

3. 障がい児施策の充実

- 障がい児通所支援事業の推進

《2》就労支援の充実

一般就労が困難な方に対する就労継続支援を実施するとともに、一般就労が可能な方に向けた就労移行支援を推進するなど、社会参加・自立支援に向けた取り組みを推進します。

1. 就労の支援

- 訓練給付費の支給
- 日中活動系サービスの実施
- 地域参加・生きがいづくりの充実

《3》「福祉のまちづくり」の推進

全ての方が安心して快適に暮らしていける環境づくりを推進します。また、交流の機会の創出や、理解の促進に向けた広報などに取り組みます。

1. ユニバーサルデザインの推進

- 公共施設等の安全性・利便性・快適性の確保

2. 啓発・広報及び理解の促進

- 障がい者への理解と差別解消の促進
- 地域住民との交流の促進

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値 (平成30年度) | 実績値 (平成30年度) | 目標値 (令和4年度) |
|------------------|--------------|--------------|-------------|
| 障がい者就労支援事業所の利用者数 | - | 44人/年 | 45人/年 |

◎みんなのできること

◆様々な障がいやその特性への理解を深め、みんなが地域で安心して暮らせるまちをつくりましょう。

基本政策 6 生活困窮者等への支援



◆施策の目的

生活困窮者や離職者の方に対し、自立に向けた支援を行うとともに、必要な方に対する生活保護の適正運用を図ります。また、高齢者や障がい者の権利擁護や子どもの貧困対策などの福祉的な地域課題に対し、解決に向けた支援を推進します。

◆現状と課題

- 低所得者支援について、再就職の相談窓口としての認知度の向上を図るとともに、必要に応じて県の自立支援機関につなぐなど、関係機関との連携を含め、窓口の機能を高める必要があります。
- 民生委員児童委員など、関係者・関係機関と連携を取りながら生活困窮者の実態の把握及び支援の推進を図るとともに、生活保護受給者の状況に合わせた経済的・社会的自立に向けた支援を行うことが求められています。
- 認知症患者の増加等を背景に、物品の購入や契約などの判断能力が不十分な方が全国的に増加しています。消費者被害の防止や資産の適正管理に向けて、成年後見制度の活用に向けた普及・啓発に取り組む必要があります。
- 厚生労働省が実施した「国民生活基礎調査」では、子どもの貧困率⁽⁷⁾は13.7%であり、7人に1人が貧困であるとの結果が出ています。生活困窮者（親世代）に向けて各種支援を推進するとともに、世代間の貧困の連鎖を食い止めるため、子どもの学習支援等に取り組むことが重要です。

⁽⁷⁾子どもの貧困率…17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)が貧困線に満たない子どもの割合のこと。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額のこと。平成27(2015)年に調査実施。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》生活保護制度の適正運用

民生委員児童委員と連携を図り、生活に課題を抱える家庭や経済的に困窮した家庭、被保護世帯の実態の把握に努め、制度の適正運用を図ります。

1. 民生委員児童委員との連携強化

○生活困窮者や被保護世帯の実態把握に向けた連携の推進

《2》離職者への再就職支援

離職者に対し、生活保護に至る前に再就職を支援するため、相談などによる支援を進めます。

1. 再就職相談の実施

○再就職に向けた相談等支援の実施

《3》福祉的困難な課題への対応

高齢化や障がい等により、判断力に不安がある方に向けた成年後見制度の活用や、居住に課題を抱えている方に向けた住宅確保の支援、また自殺対策など、様々な課題に対応する取り組みを推進します。

1. 各種課題への対応

- 高齢者や障がい者などの権利擁護の推進(成年後見制度等の活用に向けた広報等の推進)
- 生活苦や認知機能の低下を理由にした軽犯罪等犯罪発生の防止および再犯の防止
- 生活困窮者等に向けた住宅確保の支援
- 学習支援等子どもの貧困対策の推進
- 自殺対策の推進

また、生活困窮世帯の子どもの学習支援等、子どもの貧困対策に向けた取り組みを推進します。

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値 (平成30年度) | 実績値 (平成30年度) | 目標値 (令和4年度) |
|------------|--------------|--------------|-------------|
| 窓口で受ける相談件数 | - | 16件 | 20件 |

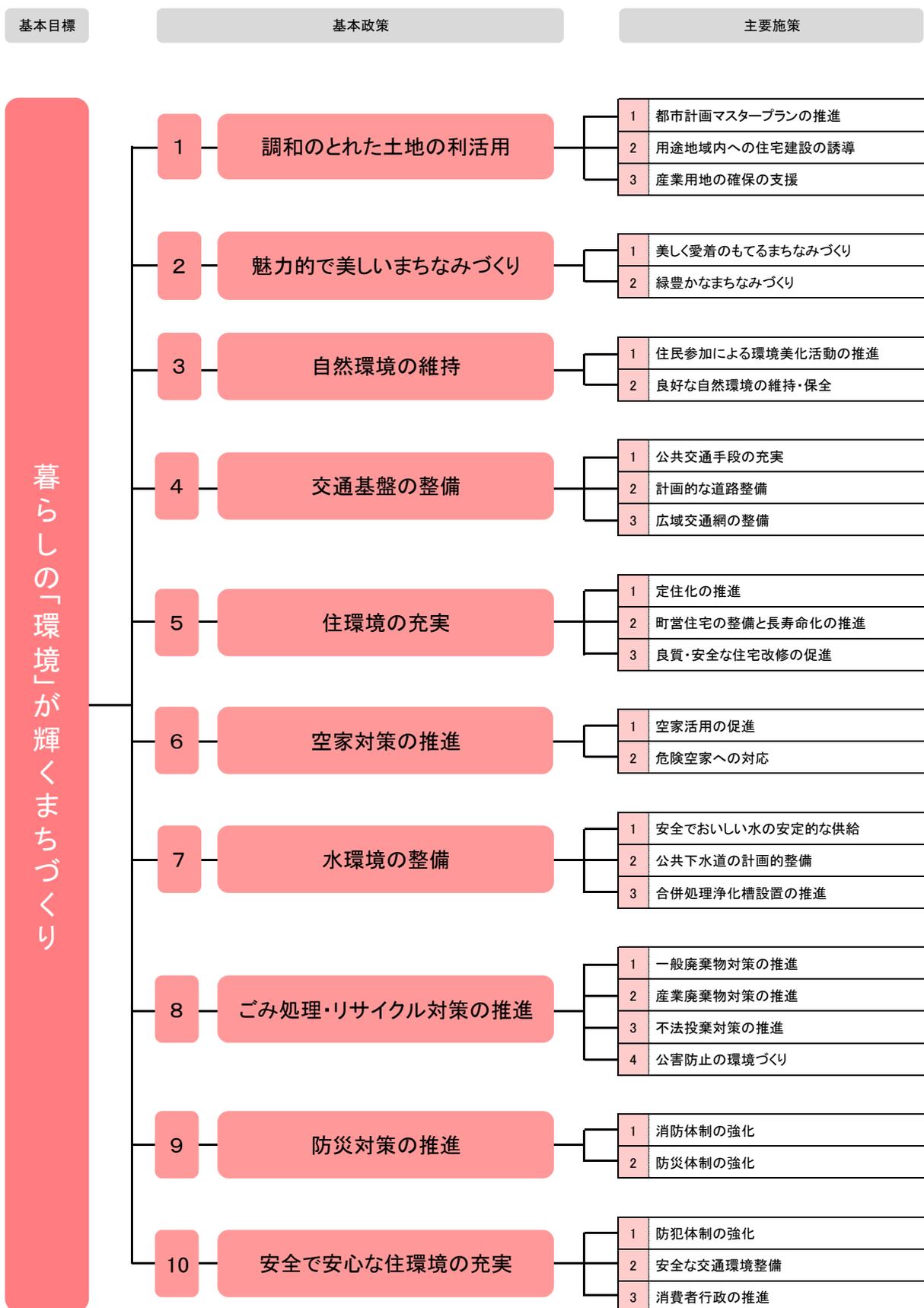
◎みんなでできること

◆社会保障制度への理解を深めましょう。

基本目標2 暮らしの「環境」が輝くまちづくり

基本目標2 暮らしの「環境」が輝くまちづくり

施策体系図



基本政策1 調和のとれた土地の利活用



◆施策の目的

生活の快適性や自然環境、景観の保全・防災などの視点をもって、都市計画マスタープランと整合を図りながら、計画的な土地利用の推進を図ります。

◆現状と課題

- 5年おきに都市計画基礎調査を実施しています。今後も計画的に都市計画を見直しながらかちづくりを進める必要があります。
- 民間事業者による用途地域内における住宅地の開発を促進するため、道路新設及び狭あい道路の拡幅を進めています。
- 都市計画マスタープランに基づき、用途地域内への宅地開発の誘導や事業所等の誘致など、町有地の有効活用に取り組みました。その成果として、店舗についてはチャレンジショップをはじめ、各種創業支援策により町への出店が増えている状況です。しかし、町域の狭さから工場用地にも限りがあり、大規模工場等は現実的に誘致が難しいといった課題があります。
- 近年各地で多発している地震や大雨等の自然災害への備えとして、避難路や緊急車両進入路の確保を推進しています。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》都市計画マスタープランの推進

都市計画マスタープランに基づき、宅地開発や企業誘致などの取り組みを推進します。

1. 都市計画及び農業振興地域整備計画の推進

- 都市計画基礎調査の実施及び計画の見直し
- 土地利用区分に沿った適正な土地利用の推進

《2》用途地域内への住宅建設の誘導

用途地域内への住宅建設を促進するために、道路整備や広報活動を推進します。

1. 住宅地開発における民間活力の積極的な活用

- 用途地域内への住宅建設の促進に向けた道路整備や広報の推進

2. 用途地域内の町有地の有効活用

- 住宅用地としての有効活用の推進

《3》産業用地の確保の支援

新しく事業所等を開設する事業者に対し、産業用地の確保に向けた支援を行います。また、町内への進出を促すために、インフラ環境の改善に取り組みます。

1. 産業用地の確保の支援

- 産業用地の確保に向けた支援
- 店舗や工場等の誘致の促進
- 企業誘致等に向けたインフラ整備の推進

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値 (平成30年度) | 実績値 (平成30年度) | 目標値 (令和4年度) |
|----------|--------------|--------------|-------------|
| 狭あい道路の整備 | - | 1件 | 4件 |

◎みんなのできること

◆災害時の避難場所や安全な避難経路を確認しましょう。

基本政策2 魅力的で美しいまちなみづくり



◆施策の目的

生活道路や歩道等の計画的な整備による魅力的で美しいまちなみづくりを進めるとともに、公園や駅前広場や町道への植樹を推進し、緑豊かなまちなみを形成します。

◆現状と課題

- 公園は、緑豊かで安全・快適な環境のもと、様々な活動を行う場です。健康づくりや地域の交流の場として気持ちよく活用できるよう、維持管理を継続する必要があります。また、遊具については十分な安全を確保するために、必要に応じて修繕などを行っています。
- 道路は、安全で快適な生活の確保や産業の振興に重要な役割を持っています。自然や歴史・文化、まちなみなどと調和した、快適な道路空間の維持・整備が必要です。
- 生活に潤いを与える緑豊かなまちづくりに向けて、花苗代の助成など、住民の主体的な緑化・美化を継続して行うため、制度の整理・拡充を図る必要があります。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》美しく愛着のもてるまちなみづくり

街路樹などを含む緑化・美化、歩道の整備や案内板の設置など、計画的な景観づくりを進めます。また、道路に愛称を付け、定着を図ることにより、住民に身近で愛されるまちなみづくりを進めます。

1. 計画的な景観づくり

- 生活道路の計画的な整備
- 街路樹や歩道の整備

2. 通り名の命名と道路案内板の設置

- 通り名の命名（愛称付け）
- 道路案内板の設置

3. 主要道路における歩道等の景観整備

- 主要道路の歩道の整備

《2》緑豊かなまちなみづくり

公園や駅前広場、町道の緑化を推進することで、緑豊かなまちなみづくりを進めます。また、住民の主体的な緑化の推進を図ります。

1. 自然の森の維持と植樹の推進

- 公園や駅前広場、町道への植樹の推進

2. 草花等による地域の緑化推進

- 住民主体の緑化活動の促進

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値 (平成30年度) | 実績値 (平成30年度) | 目標値 (令和4年度) |
|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 公園など公共施設への植樹 | - | 6か所(14本) | 10か所(30本) |

◎みんなのできること

- ◆自宅周辺の緑化や清掃活動を行い、景観を美しく保ちましょう。
- ◆道路・公園はみんなの共有財産です。ルールやマナーを守って利用しましょう。

基本政策3 自然環境の維持



◆施策の目的

良好な環境の保全を推進することにより、住民の環境に対する意識を高めます。また、地球温暖化防止対策として、省エネルギー化の推進を図ります。

◆現状と課題

- 温室効果ガスの排出削減による地球温暖化防止が国際的に進められています。本町においても、住民の生活や企業の事業活動における省エネルギー化やごみの減量化・資源化など、身近な取り組みを通じて、環境への負荷を低減していくことが必要です。
- 自然環境の維持について、小学生の環境保全に向けた啓発や、町全体で行う清掃活動などは比較的順調に進んでいます。今後も住民主体の清掃活動などに取り組んでいくとともに、地球温暖化防止対策として、省エネルギー化のさらなる推進に向けた啓発を進める必要があります。
- 良好な自然環境の維持・保全に向けて、公共施設における省エネルギー化を推進していますが、一般家庭における取り組みも普及させていく必要があります。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》住民参加による環境美化活動の推進

住民主体の環境美化活動の推進に向けて、吉富クリーン作戦や山国川河川敷の清掃活動、河川・道路愛護活動にまちをあげて取り組むとともに、日頃からの環境美化意識の向上に取り組めます。

1. 環境美化活動の推進

- 自然環境保全に向けたポイ捨て等の防止の啓発
- 河川等の水質保全に向けた広報・啓発の推進
- 吉富クリーン作戦など、環境美化活動の推進

2. 清掃ボランティア活動の推進

- ボランティアとの協働による清掃活動の実施
- 関係団体と連携した清掃活動の実施

《2》良好な自然環境の維持・保全

公共施設にて太陽光発電・蓄電池設備などによる省エネルギー化に取り組むとともに、一般家庭への太陽光発電や太陽熱利用の設備導入に対する補助を行うことで、良好な自然環境の維持・保全を図ります。

また、小学生に対する環境学習を推進し、環境保全意識の早期形成に取り組めます。

1. 吉富町温暖化防止対策の推進

- 住宅用太陽光発電や太陽熱利用の設備の推進

2. 公共施設における省エネルギー化の推進

- 太陽光発電・蓄電池設備の整備
- LED照明の活用

3. 環境を学ぶ機会の提供

- 環境保全に向けた広報・啓発の推進
- 小学校における環境学習の実施

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値 (平成30年度) | 実績値 (平成30年度) | 目標値 (令和4年度) |
|----------------|--------------|----------------------------|----------------------------|
| 公共施設の二酸化炭素の排出量 | - | 708,200Kg- CO ₂ | 684,048Kg- CO ₂ |

◎みんなのできること

◆吉富クリーン作戦など、地域の環境美化活動に積極的に参加しましょう。

基本政策4 交通基盤の整備



◆施策の目的

誰もが安心して地域で暮らせるよう、買物や医療機関の受診に必要な移動手段である公共交通の確保・利便性の向上に努めます。また、歩道の整備やカラー舗装を推進することで、歩行者の安全確保に努めます。

◆現状と課題

- 公共交通（町内巡回バス）は、利便性の向上により目標の乗客数を概ね達成できた状況となっていますが、豊前・中津コミュニティバスへの参画など、利便性のさらなる向上に向けた取り組みが必要です。
- 本町の生活道路は狭あい道路が多く、歩行者の安全確保や、消防・救急活動の円滑化を図るために拡幅等の改良が必要です。
- 通学路の安全確保のための歩道整備やカラー舗装は、協議がまとまらずあまり進捗していない状況です。歩行者の安全確保に向けて再度、協議等を進める必要があります。
- 広域交通網の整備は、県道中津豊前線の渋滞解消に向けて、周防灘湾岸線道路および福岡東部県界道路の整備の実現が望まれるところです。実現に向けて、広域行政単位での働きかけを進める必要があります。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》公共交通手段の充実

地域の公共交通を充実させることで、高齢者や障がい者をはじめとする誰もが安心して地域で暮らせる基盤をつくります。

また、新たな取り組みとして豊前・中津コミュニティバスに参画することで、利便性の向上を目指します。

1. 巡回バス運行サービスの充実

○町内巡回バスの運行、利用促進に向けた周知

2. 築上東部乗合タクシーの運行

○築上東部乗合タクシーの運行、利用促進に向けた周知

3. 【新規】豊前・中津コミュニティバスへの参画

○参画に向けた協議や、広報・周知の推進

《2》計画的な道路整備

住民生活に身近な道路や緊急車両が安全に移動できる道路を整備します。また、歩道の整備、路側帯のカラー化など、まちの発展や住民の安全確保につながるような、計画的な道路整備を進めます。

1. 道路整備の推進

○狭あい道路の拡幅

2. 歩行者や交通弱者の安全確保

○歩道整備や路側帯のカラー舗装や塗装の推進

《3》広域交通網の整備

周防灘湾岸線道路や福岡東部県界道路の整備に向けて、関係自治体と連携しながら、要望活動を推進し、広域交通網の整備に努めます。

1. 周防灘湾岸線道路の整備の推進

○整備に向けた要望活動の推進

2. 主要道路の整備の推進

○近隣市町と連携した要望活動の推進

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値 (平成30年度) | 実績値 (平成30年度) | 目標値 (令和4年度) |
|-----------------|--------------|--------------|-------------|
| 町内巡回バス乗客数 | 10,000 人/年 | 10,300 人/年 | 11,000 人/年 |
| 乗合タクシー乗客数 | 18,000 人/年 | 16,000 人/年 | 18,000 人/年 |
| 歩道整備率 (歩道・カラー化) | 40.0% | 26.4% | 40.0% |

◎みんなのできること

◆公共交通を積極的に利用しましょう。

基本政策5 住環境の充実



◆施策の目的

定住支援施策の充実により吉富町に「住んでみたい」、「住み続けたい」人を増やすとともに、安心安全な町営住宅の整備やバリアフリーなどの住宅改修の支援により、今住んでいる住民の快適な住環境の確保に努めます。

◆現状と課題

- 「住んでみたい」、「住み続けたい」という人の増加に向けて、定住支援施策を推進するとともに、施策の内容を含む町の魅力をPRするシティプロモーション活動を進めています。
- 定住促進制度を活用した転入者数は、近年、目標以上の数値を上げることができており、定住支援施策の充実やPRの効果が出ています。また、新婚家庭新生活応援事業も利用者が増加傾向にあり、引き続き定住支援施策の推進とPRにより、転入者の確保に努める必要があります。
- 宅地開発の促進に向けた未利用町有地の活用は進んでおらず、民間事業者の活用と周辺のインフラ整備が課題となっています。
- 町営住宅は、建替え等の長寿命化が済んだところもありますが、いくつかの団地について、まだ完了していない状況です。入居希望者は依然として多く、引き続き長寿命化に取り組む必要があります。
- 個人の住宅改修について、既存住宅改修への補助は利用がありますが、戸建て住宅の耐震改修への補助制度は利用がない状況です。住民の安全確保のためにも、事業のさらなる周知などに取り組む必要があります。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》定住化の推進

若年層を中心に、本町に「住んでみたい」「住み続けたい」という方を増やすための取り組みを推進します。

支援施策の充実やPRを推進するとともに、未利用町有地の活用を図り、宅地開発を推進します。

1. 定住化促進制度の充実

○住宅の新築、建替え、購入に対する助成の継続

2. 未利用町有地の活用

○未利用町有地の活用による宅地開発の推進

3. 子育て世代の定住化に向けた住環境の整備

○新婚世帯の住居費等の助成（※）

4. 移住定住促進に向けたPR活動の充実

○まちの魅力を伝えるシティプロモーション活動の推進

○都市圏におけるPRイベントへの参加

《2》町営住宅の整備と長寿命化の推進

町営住宅は、引き続き長寿命化を図りながら、子育て世帯、高齢者、障がいのある人も安全に住むことができる住居として、計画的な整備を推進します。

1. 現住宅の建替え

○対象となる町営住宅の建替工事の推進

2. 町営住宅の計画的な維持管理

○長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理

《3》良質・安全な住宅改修の促進

在宅介護のためのリフォームや木造住宅の耐震化など、住宅改修に関するニーズに対応できるよう、住民の要望を尊重し、改修工事に要する経費の助成を行います。

1. 在宅介護のためのリフォームの促進

○手すりの取り付けや段差の解消などに係る経費の助成

2. 戸建て住宅の耐震化の推進

○木造戸建て住宅の耐震改修工事への助成

※吉富町内の民間賃貸住宅で新婚生活を始める際、住居費の一部を補助します。助成には各種条件があります。

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値 (平成30年度) | 実績値 (平成30年度) | 目標値 (令和4年度) |
|----------------|--------------|--------------|-------------|
| 定住化促進制度による転入者数 | 100人 (令和4年度) | 192人 | 200人 |

◎みんなでできること

◆あいさつなど、自分ができることにより、新しい居住者を気持ちよく迎え入れましょう。

◆住まいを大切にして、適切な維持管理をしましょう。

基本政策6 空家対策の推進



◆施策の目的

活用可能な空家については、店舗の出店などの有効活用をすることで、町の活性化を図ります。また、倒壊などの危険がある空家については、所有者に対し除去などの適正管理を促し、景観や衛生面、安全面の向上を図ります。

◆現状と課題

- 管理不十分な空家の増加が全国的に問題となっています。本町でも増加傾向が見られることから、地域における空家の現状把握や、適正管理に向けた所有者への働きかけが重要です。また、活用可能な空家については、店舗の出店などの有効活用を進める取り組みが必要です。
- 空家バンクの利活用は、相談が増加するなど取り組みの成果がみられます。
- 危険空家は、そのまま放置すれば倒壊の危険があるというだけでなく、犯罪の温床になったり衛生上有害となるおそれもあり、周りの住民の生活にも有害な影響を及ぼすものです。所有者に対して除去などの適正管理を促すための取り組みを推進する必要があります。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》空家活用の促進

空家を資源として有効に活用するために、空家バンク制度の浸透を図り、「貸したい・売りたい人」と「借りたい・買いたい人」をつなぐ取り組みを推進します。

また、空家を活用した店舗等の出店を促進し、町の活性化を図ります。

1. 空家バンク制度の活用

- 市内の空家の把握
- 活用可能な空家の空家バンク登録の推進

2. 空家活用の促進

- 空家の改修に向けた助成の実施（※1）
- 賃借または購入に係る仲介手数料の助成（※2）

3. 空家の多様な活用方策の検討

- 空家活用店舗事業の制度設計、運用

《2》危険空家への対応

危険空家の放置は、景観を損ねるだけでなく倒壊による怪我や事故の発生といったリスクがあり、それを解消するため、町として、所有者への指導を行うとともに、除去に係る経費の補助を行うことで、景観や安全面・衛生面の向上を図ります。

1. 危険空家への対応

- 所有者や管理者に対する指導の実施
- 空屋の除去に係る経費の補助（※3）

※1 空家バンク登録物件に対し、利用促進を図るため、改修・清掃費用の一部を助成します。

※2 吉富町空家・空地バンクを介して物件を賃借または購入された方に対し、仲介手数料の一部を補助します。助成には各種条件があります。

※3 老朽危険空家等を除却する所有者等に対し費用の一部を補助します。補助には各種条件があります。

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値（平成30年度） | 実績値（平成30年度） | 目標値（令和4年度） |
|----------------|-------------|-------------|------------|
| 空家バンク利用による入居者数 | 30人（令和4年度） | のべ4人 | のべ60人 |
| 空家の住宅以外の利活用件数 | 5件（令和4年度） | 1件 | 5件 |

◎みんなのできること

◆空家を所有されている方は、将来的な利用方法などについて行政と相談しましょう。

基本政策7 水環境の整備



◆施策の目的

安全でおいしい水の安定供給に向けて施設の整備・改修などを進めるとともに、上下水道ともに安定経営に向けた取り組みを推進することで、住民の快適な生活環境の保持を図ります。

◆現状と課題

- 将来にわたり上下水道事業を安定的に供給していくために、経営戦略に基づいた効率的な事業運営による収益の確保や費用の削減など、財政基盤の強化と経営マネジメントの向上を図る必要があります。
- 上下水道の基盤を今後も維持していくためには、長寿命化や改修等を含めた適切な維持管理・更新を図ることが重要です。また、大規模災害の発生に備え、耐震化を推進するなど、災害に強い基盤整備も求められています。
- 下水道の接続率が同規模自治体と比べ低い状況です。接続率の向上に向けて、引き続き有用性についての周知・啓発等を推進する必要があります。
- 下水道整備区域外においては、生活排水の適正な処理のため、単独処理浄化槽やし尿汲み取りから合併処理浄化槽への転換を推進する必要があります。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》安全でおいしい水の安定的な供給

安全でおいしい水の安定供給に向けて、浄水場等の施設整備（改修）や水道施設の見直しを推進するとともに、水道普及率や有収率の向上による水道事業の安定化を図ります。

また、広報等を通じて節水意識の高揚を図ります。

1. 上水道事業の安定経営

- 安全でおいしい水の安定供給
- 漏水対策による有収率の向上
- 水道経営戦略の適宜見直し

2. 浄水場、配水池、配水管等の補修・更新・統廃合

- 第3配水池の更新に伴う配水池統廃合の検討
- 老朽化した配水管の布設替工事の推進

3. 節水意識の高揚

- 節水に向けた広報・啓発の推進

《2》公共下水道の計画的整備

公共用水域の水質保全や下水道事業の安定経営のために、未整備区域に対する早期の整備や、接続率の向上に向けた啓発を推進します。

1. 下水道の早期整備

- 事業計画区域における早期整備の推進

2. 公共下水道への接続の推進

- 新規の接続に対する経費の助成
- 下水道の有用性についての広報・啓発の推進

《3》合併処理浄化槽設置の推進

公共下水道の整備まで長期間を要する区域や整備区域外においては、合併処理浄化槽の設置について補助金を交付し、設置を推進します。

1. 合併処理浄化槽設置に対する補助金の交付

- 助成制度の周知の推進
- 合併処理浄化槽の有用性についての広報・啓発の推進

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値 (平成30年度) | 実績値 (平成30年度) | 目標値 (令和4年度) |
|----------|--------------|--------------|-------------|
| 下水道整備済面積 | - | 136ha | 147ha |
| 有収率 | - | 94.52% | 95.0% |

◎みんなのできること

◆公共水域の水質保全に向けて、下水道の接続や合併処理浄化槽の設置を進めましょう。

基本政策8 ごみ処理・リサイクル対策の推進



◆施策の目的

環境にやさしいまちづくりとして、廃棄物の適正処理と不法投棄の防止、5R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リペア）を推進し、環境負荷の少ない循環型社会の形成を図ります。

◆現状と課題

- 住民、事業者、行政がそれぞれの役割のもとで互いに連携しながらごみの排出量の削減やリサイクルを推進し、循環型社会を構築していくことが重要です。
- 「使い捨て文化」が定着している現代の大量消費社会では、「使えるけど捨てられる」という事態が常態化しています。また、「食べられるのに捨てられる」食品ロスの問題も顕在化しており、特に「リデュース＝（ごみになるものを減らす）」の重要性が高まっています。
- 不法投棄は景観や衛生面の保持に重大な損失を与えるため、防止に向けた啓発等に取り組む必要があります。
- ごみ処理や公害について、大きなトラブルは発生していない状況です。住民の快適な住環境の確保とトラブル発生の防止に向けて、引き続きマナー等の啓発を進めます。特に、今後増加する外国人居住者に向けて、リサイクルの推進やごみ出しに関する方法やマナーの啓発に努める必要があります。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》一般廃棄物対策の推進

適正なごみの分別やごみ出しに対する啓発を行うとともに、ごみの減量化に向けて生ごみ処理器の購入に係る助成を行い、衛生的な環境の確保や資源の枯渇の防止、ごみ処理にかかる経費の削減を図ります。

1. ごみ出しのマナー等の啓発の推進

- ごみ出しマナーの向上に向けた啓発の推進
- 自治会のごみ箱設置に対する助成の実施
- 外国人居住者に向けたマナー等の周知の推進

2. ごみの減量化の推進

- 家庭ごみの減量に向けた啓発の推進
- 生ごみ処理器の購入に向けた助成の実施

《2》産業廃棄物対策の推進

産業廃棄物の適切処理に向けた啓発を推進し、違反が起こらない体制づくりを進めます。

1. 排出業者への指導・監視体制の整備

- 適切処理に向けた啓発の推進および指導・監視体制の整備

《3》不法投棄対策の推進

廃棄物の不法投棄やごみのポイ捨てなどの防止に向けて、立看板の設置や、土地の所有者に向けた適正管理の啓発を行います。

1. 不法投棄対策の実施

- 不法投棄の防止に向けた啓発活動の推進や立看板の設置
- 土地所有者に向けた適正管理の啓発

《4》公害防止の環境づくり

地域の実態に即した環境保全を図るために、進出企業に対する環境保全協定の締結を促進するなど、公害問題の未然防止に取り組みます。

また、野焼きは原則禁止とし、問題発生時には、即時の現場確認及び指導を実施します。

1. 事業所の進出時における公害防止対策の推進

- 進出企業に対する環境保全協定の説明、締結の推進

2. 公害問題に関する広報・啓発活動の実施

- 発生防止に向けた啓発の推進
- 公害問題の相談の受付
- 野焼きなど問題発生時の現場確認、指導の実施

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値 (平成30年度) | 実績値 (平成30年度) | 目標値 (令和4年度) |
|----------------------|--------------|--------------|-------------|
| 清掃センターに搬入するごみのリサイクル量 | 102.4t/年 | 99.7t/年 | 94.4t/年 |

◎みんなでできること

◆ごみの減量化とリサイクルの推進に努めましょう。

基本政策9 防災対策の推進



◆施策の目的

地域防災計画に基づく取り組みを推進し、災害に強いまちづくりや、災害にあっても被害を最小限に抑えるための体制の構築を図ります。

◆現状と課題

- 全国各地で深刻な自然災害が発生しているなか、災害による被害を最小限に食い止めるため、防災体制の強化や地域における自助・共助の推進が重要となっています。本町では既に全地区で自主防災組織が結成されており、防災に関する関心や意識の高まりがうかがえます。
- 建物火災における被害の多くは住宅火災によるものです。一人暮らし世帯や高齢者世帯が増加するなか、地域の見守り体制の構築や住宅用火災報知器の設置の推進、火災予防に向けた啓発に努める必要があります。
- 消防団は地域防災の中核的な存在であり、リーダーとしての役割も期待されます。しかしながら、団員の高齢化などの課題も見られるため、組織体制の強化に向けた研修や訓練を充実させるとともに、若手団員の確保や育成などの取り組みを進める必要があります。
- 町として、公共施設や避難所の機能の強化や食料等の緊急物質の備蓄、災害情報の提供等に取り組むとともに、住民に向けても、木造住宅の耐震工事の実施や食料品の計画的な備蓄など、災害への備えを促すための啓発を行う必要があります。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》消防体制の強化

防火水槽や消火栓など、消防設備の適正な維持・管理を推進します。また、消防団の機能を維持するために団員の確保や訓練に取り組むとともに、今後は、女性消防団員の加入を検討します。

1. 初期消火に向けた整備の充実

○防火水槽や消火栓、消火栓ホース格納箱の設置・修繕の推進

2. 火災予防広報・啓発活動の実施

○火災予防に向けた広報や啓発の推進
○火災報知器など家庭用防火機器の設置の推進

3. 消防団の充実強化

○団員の安全確保に向けた装備の修繕・購入
○団員の確保や、訓練の実施等による団員の育成

《2》防災体制の強化

防災について、公共施設や避難所の防災機能の強化や木造住宅の耐震化など、ハード面での設備を推進するとともに、自助や共助のための意識啓発や防災士の育成など、ソフト面の防災体制の強化を推進します。

1. 災害に強いまちづくり

○災害情報の提供体制の充実
○公共施設や避難所の防災機能の強化
○危険箇所の監視体制の整備
○木造戸建て住宅の耐震改修工事費への助成

2. 災害に強い組織・ひとづくり

○防災訓練や防災に関する講演会・研修会の実施

3. 応急活動体制の整備

○食料等の緊急物資の計画的な備蓄
○災害対応資機材等の整備・充実

4. 地域防災計画等防災に関する計画の推進

○地域防災計画の推進
○業務継続計画や受援計画の策定

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値 (平成30年度) | 実績値 (平成30年度) | 目標値 (令和4年度) |
|---------------|--------------|--------------|-------------|
| 消防団員数 | - | 60人 | 62人 |
| 防火水槽・消火栓新規設置数 | - | 4基/年 | 4基/年 |

◎みんなのできること

◆災害に備え、家具の転倒防止や非常食などの避難グッズを準備しましょう。

◆いざという時のために、日頃から地域で助け合う仕組みをつくりましょう。

基本政策 10 安全で安心な住環境の充実



◆施策の目的

犯罪のない安全で安心な地域社会を実現するため、住民一人ひとりの防犯意識の向上や、消費者被害の防止に向けた相談・啓発活動を推進するとともに、交通安全に向けた環境の整備や啓発を推進し、安心して暮らせる環境づくりを進めます。

◆現状と課題

- 全国的に刑法犯は減少傾向にありますが、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺や電話勧誘販売や家庭訪問販売は日々手口が多様化しており、消費者被害も増加傾向にあります。特に高齢者の被害が多く、防止にむけた啓発や相談窓口の運営に取り組むとともに、住民同士でも、被害を防ぐための情報交換や相談などを含めた見守り体制を強化していく必要があります。
- 高齢者のドライバーによる深刻な交通事故が全国的に多発しています。免許返納に向けた意識が高まる中、日々の生活において自動車が必要不可欠な状況である場合も多く、全国的な課題となっています。
- 防犯体制の強化に向けて、自主防犯パトロールの実施や広報による啓発に取り組むとともに、防犯カメラの設置や警察と連携した情報発信などに取り組む必要があります。
- 交通環境の安全性の向上に向けて、引き続き歩道の整備やカラー舗装に取り組むとともに、関係機関と連携しながら、街頭指導の実施や交通安全教室の開催などに取り組む必要があります。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》防犯体制の強化

広報などにより防犯意識の啓発を行うとともに、自主防犯パトロールの推進や防犯カメラの設置、警察などと連携した情報発信などにより、防犯体制の強化を図ります。

1. 防犯設備の整備

○公共施設等への防犯カメラの設置

2. 自主防犯パトロール(青色防犯パトロール)の実施

○自主防犯活動への支援の実施

3. 防犯に関する広報・啓発活動の実施

○警察などと連携した情報発信の推進

4. 子どもの見守り活動の推進

○子どもを見守る運動の実施

《2》安全な交通環境整備

安全な交通環境の確保に向けてカーブミラーや歩道の整備などを推進します。

また、警察や交通安全指導員と連携した街頭指導や広報・啓発を行います。

1. 交通安全に向けた環境の整備

○カーブミラーや歩道の整備の推進

○チャイルドシートの寄付の受付、貸与

2. 交通安全広報・啓発活動、教育事業の実施

○早朝街頭指導や交通安全教室の実施

○交通安全に関する広報や啓発の推進

《3》消費者行政の推進

消費者被害の防止に向けて、広報やホームページによる情報発信・啓発を行うとともに、専門員による消費者相談を実施します。

1. 消費者啓発の推進

○被害の防止に向けた啓発の推進

○専門員による消費者相談の実施

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値 (平成30年度) | 実績値 (平成30年度) | 目標値 (令和4年度) |
|------------------|--------------|--------------|-------------|
| 公共施設以外の防犯カメラ設置台数 | - | 0台 | 40台 |
| チャイルドシート貸付件数 | - | 15件/年 | 15件/年 |
| 消費者問題相談解決件数 | - | 21件/年 | 30件/年 |

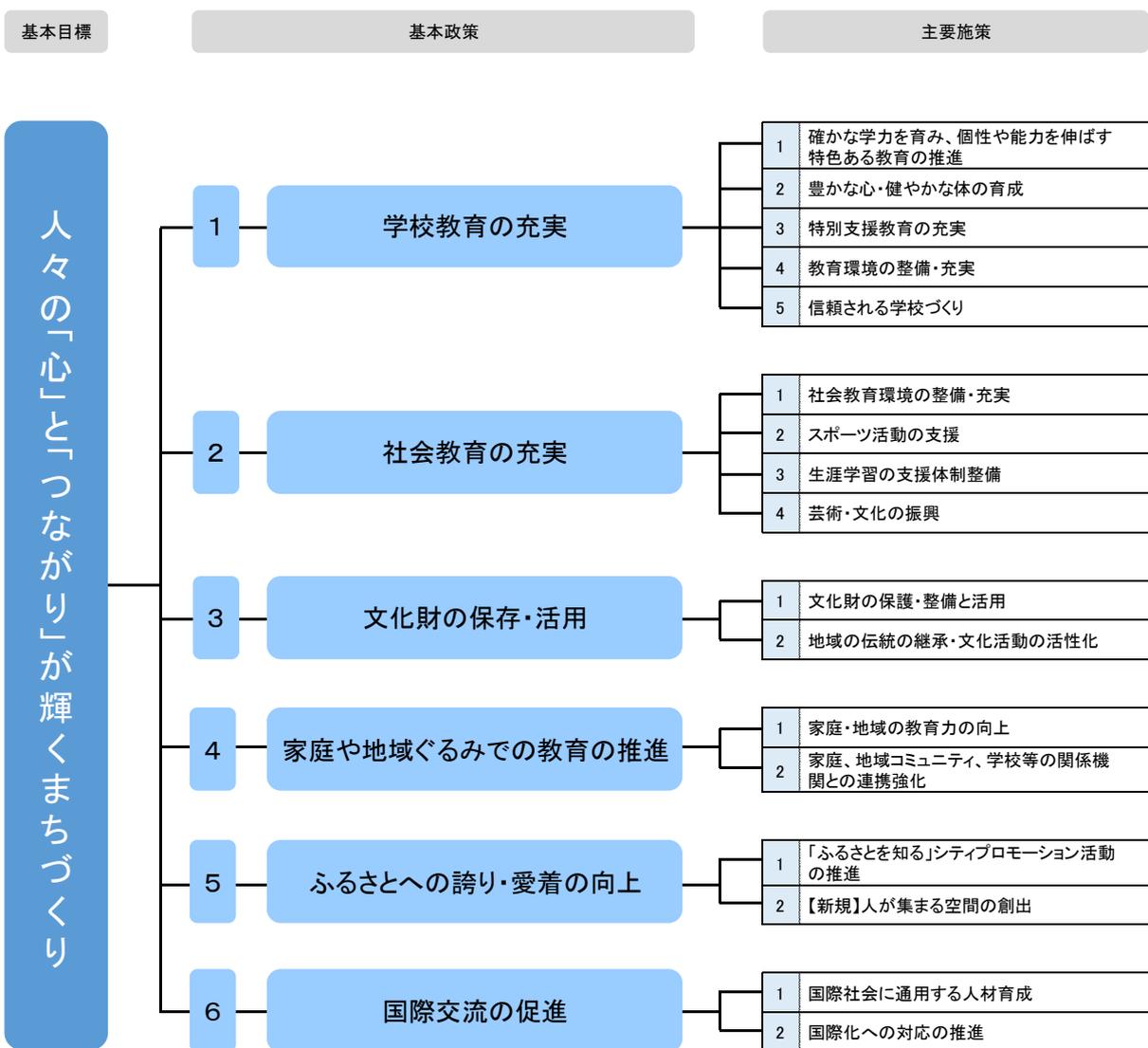
◎みんなのできること

- ◆夜間に出歩くときは反射タスキを利用するなど、事故から身を守る行動を心がけましょう。
- ◆正しい消費者知識を身に付け、トラブルに巻き込まれないように気をつけましょう。

基本目標3 人々の「心」と「つながり」が輝くまちづくり

基本目標3 人々の「心」と「つながり」が輝くまちづくり

施策体系図



基本政策1 学校教育の充実



◆施策の目的

将来の吉富町を担う子どもたちの学ぶ意欲の向上と確かな学力の定着に取り組みます。あわせて、家庭・地域と連携して、学校教育の推進を図るなど、特色ある教育を展開することで、教育環境ひいては子育て環境の魅力化を図ります。

◆現状と課題

- 子どもたちが、学校での学びを社会で役立てられるよう、キャリア教育の視点で英語教育やプログラミング教育の推進を図る必要があります。
- 発達障がいとされる子どもの増加にともない、個別の支援を必要とするケースが増加しています。特別支援教育に関する体制の充実や職員のスキルアップ、また、周囲の理解の促進などに向けた取り組みが必要です。他にも、いじめの防止や不登校児童への支援など、様々な課題への対応が求められています。
- 子育てや教育に関する不安を抱く保護者に向けた相談支援のニーズが増加しています。平成30（2018）年度より、子ども発達支援専門員による相談事業の回数を増やしており、体制の強化を図っています。今後も、状況やニーズをみながら支援を推進する必要があります。
- 子どもたちが勉強に集中して取り組むことができるよう、学校施設の維持管理に取り組むとともに、ICTの活用など、効率化に向けた取り組みを推進する必要があります。
- 信頼される学校づくりに向けて、評価システムを活用した教育内容の改善に努めるとともに、コミュニティ・スクールの充実や教職員のスキルアップを図る必要があります。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす特色ある教育の推進

英会話ふれあい事業など特色ある就学前教育を推進するとともに、就学後には、寺子屋よしとみ⁽⁸⁾の実施や学習支援員の配置により学習機会を保障するとともに教育環境を充実させ、確かな学力の向上を図ります。

《2》豊かな心・健やかな体の育成

よりよく生きるための道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てるための道徳教育の充実化やボランティア活動の実施により豊かな心を育むとともに、体力向上プランや食育の推進などにより健やかな体の育成を図ります。

また、子ども発達支援専門員による教育相談の実施により、不安を抱える家庭や特に支援が必要な子どもをもつ家庭に向けた相談機会の充実を図ります。

《3》特別支援教育の充実

学習支援補助員や子ども発達支援専門員の配置、教職員の研修の受講等により、特別支援教育の充実を図り、子ども一人ひとりの状況に応じた教育を展開することで、生活や学習上の困難の改善を図ります。

1. 特色ある教育内容の充実

- 特色ある就学前教育の実施
- 小中学校の連携による一貫した学習規律や規範意識の育成

2. 確かな学力の定着

- 学力向上に向けた寺子屋よしとみ等の推進
- 小学校への学習支援員の配置

1. 豊かな心の育成

- 道徳教育の充実
- 職業体験の実施

2. 健やかな体の育成

- 体力向上プランや食育の推進

3. ボランティア活動の推進

- 小学校児童におけるボランティア活動の実施

4. 教育相談体制の充実

- 子ども発達支援専門員による教育相談の実施
- 特に支援が必要な子どもや家庭に対する相談事業の充実

1. 教育的ニーズに応じた適切な特別支援教育の充実

- 学習支援補助員の配置による特別支援教育の充実
- 特別支援教育に関する研修機会の充実
- 子ども発達支援専門員の配置

⁽⁸⁾ 寺子屋よしとみ…小学4～6年生の希望者を対象に、町が実施する学力向上推進事業のこと。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《4》教育環境の整備・充実

子どもたちが勉強に集中して取り組むことができるよう、学校施設の維持管理に取り組むとともに、ICTの活用など、効率化に向けた取り組みを進めます。

また、社会問題にもなっている教職員の業務負担について、軽減に向けた取り組みを推進します。

1. 学校環境の整備・充実

- 長寿命化計画の推進・教育環境の充実
- 教職員の負担軽減に向けた取り組みの推進

《5》信頼される学校づくり

学校評価システムの推進により、教育内容や手法の見直し・改善に取り組むとともに、コミュニティ・スクールの充実や、教職員の指導力向上により、地域に開かれた、信頼される学校づくりに努めます。

1. 学校評価システムの確立及び公表

- 教育内容に対する客観的評価の実施
- PDCA サイクルの推進による教育内容の向上

2. コミュニティ・スクールの充実

- 学校・保護者・地域との協働による学校運営の推進

3. 教職員研修の実施

- 指導力向上に向けた「よしとみ教師塾」の開催

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値 (平成30年度) | 実績値 (平成30年度) | 目標値 (令和4年度) |
|---------------|--------------|--------------|-------------|
| 全国学力テストの平均正答率 | 全国平均以上 | 全国平均以下 | 全国平均以上 |
| 寺子屋よしとみの受講児童数 | - | 18人 | 30人 |

◎みんなでできること

- ◆登下校中の子どもに挨拶するなど、日頃から子どもの安全を見守りましょう。
- ◆地域の大人は地域の子どもの関心を持って、みんなで子どもを育みましょう。

基本目標3 人々の「心」と「つながり」が輝くまちづくり



基本政策2 社会教育の充実



◆施策の目的

生涯を通じて生き生きと暮らすことができるよう、多様な生涯学習講座を開催するとともに、スポーツや芸術・文化などに関連する住民の主体的な活動を支援します。

◆現状と課題

- 価値観やライフスタイルの多様化、高齢化の進展等を背景として、生涯学習へのニーズが高まっています。誰もが学び続けられる環境の整備や学習の成果を活用できる場の確保が必要です。
- 生涯学習を広く普及させるため、社会教育施設の有効活用を図るとともに適正な維持管理が必要です。老朽化が進んでいる施設については、利用状況やニーズを踏まえながら改修、更新等を検討する必要があります。
- 読書を通じて表現力や想像力が豊かになるように、子どもの頃からの読書習慣の形成に取り組む必要があります。
- 住民の主体的な健康づくりやスポーツ活動を推進するため、健康づくり教室などの場を確保するとともに、総合型地域スポーツクラブなどを通じて地域全体のスポーツ活動を活性化していく必要があります。
- 住民の誰もが文化・芸術に親しめるよう、講演会や演奏会など、文化や芸術に触れる機会の提供に努めるとともに、住民の主体的な活動を支援することが必要です。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》社会教育環境の整備・充実

住民の生涯学習活動を活性化させるためにも、公共施設等総合管理計画に基づき長寿命化計画を策定し、社会教育施設の適正な維持・管理に努めます。

1. 社会教育施設の適正な維持・管理及び利用促進

- 長寿命化計画の推進
- 社会教育環境の充実による利用促進

《2》スポーツ活動の支援

住民の健康増進にも関わるスポーツの振興に向けて、関連施設の適正な維持・管理に取り組むとともに、住民のスポーツ活動を支援します。

1. 【新規】スポーツ活動環境の充実

- スポーツ関連施設の適正な維持・管理

2. スポーツ活動支援体制の整備

- 体育協会やスポーツ推進委員の活動への支援
- スポーツへの多様な参画機会の創出

《3》生涯学習の支援体制整備

多様な学習講座の開催など、生涯学習の機会の提供に努めます。また、ブックスタート事業や読み聞かせのボランティアの活用など、子どもの頃からの読書習慣の形成に向けた取り組みを推進します。

1. 生涯学習の推進

- 住民ニーズに応じた生涯学習機会の提供
- 住民主体の社会教育活動への支援
- ブックスタートなど読書に親しむ機会の提供
- 住民ニーズに応じた図書室の蔵書の充実

《4》芸術・文化の振興

講演会の開催など、芸術・文化に親しむ機会の提供に努めるとともに、文化の振興に係る住民の主体的な活動への支援を推進します。

1. 芸術・文化に親しむ機会・場の提供

- 講演会など文化に親しむ場の提供

2. 自主的な芸術・文化活動への支援

- 文化協会の活動の支援

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値 (平成30年度) | 実績値 (平成30年度) | 目標値 (令和4年度) |
|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 一般利用の体育施設稼働率 | - | 16.6% | 25.0% |
| 生涯学習講座の受講者数 | - | 47人/年 | 60人/年 |
| 図書室の利用者数 | - | 4,211人/年 | 4,500人/年 |

◎みんなのできること

◆興味を持った生涯学習活動には、積極的に参加してみましょう。

基本政策3 文化財の保存・活用



◆施策の目的

後世に引き継ぐべき大切な財産である文化財を適切に保存・保護するとともに、その価値を広く伝える取り組みを推進します。また、地域のお祭りや行事などの伝統や文化の継承を図ることで、地域への誇りや郷土愛の醸成を図ります。

◆現状と課題

- 文化財は地域の貴重な歴史的財産です。後世に伝え遺していくために、これからも引き続き、保存・保護に努める必要があります。一方で、文化財は学習活動やまちづくりに活用できる資源でもあり、保護と活用を一体とした総合整備を、一層推進する必要があります。
- 歴史的な遺産をはじめ、地域のお祭りや歴史、文化活動、伝統などの保護・継承を支援するとともに、住民一人ひとりの歴史・文化的財産の価値に対する認識を高め、誇りの醸成を図る必要があります。
- 地域のお祭りなどの文化活動・伝統に関わる担い手の高齢化が進んでいます。文化や伝統を長く後世に引き継ぐため、若い世代への継承に向けた活動の支援が必要です。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》文化財の保護・整備と活用

地域の貴重な歴史的財産である文化財について、計画的な保護や整備に取り組みます。また、学習活動への活用などを通じて、文化財を大切にしている心の育成に取り組みます。

1. 文化財の保護・整備と活用

- 文化財の保護・活用の推進
- 文化財を大切にしている心の育成

《2》地域の伝統の継承・文化活動の活性化

貴重な財産である文化財を核とした活動や、地域学習などの自主活動を支援し、その活性化を図ります。また、地域の歴史文化や伝統の継承に向けた活動を支援し、文化の維持・発展に努めます。

1. 地域の文化活動の活性化と人材の育成

- 文化財保護団体の活動の支援
- 地域の歴史文化や伝統の継承に向けた活動への支援

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値 (平成30年度) | 実績値 (平成30年度) | 目標値 (令和4年度) |
|---------------|--------------|--------------|-------------|
| 文化財保護団体への活動支援 | - | 4件/年 | 4件/年 |

◎みんなでできること

- ◆貴重な文化資源の保存・継承・活用に努めましょう。
- ◆地域のお祭りやイベントには、大人も子どもも積極的に参加しましょう。

基本政策4 家庭や地域ぐるみでの教育の推進



◆施策の目的

学校だけではなく家庭や地域が連携して子どもへの教育を推進することで家庭教育を支援するとともに、地域でのふれあいとして世代間の交流を進めます。

◆現状と課題

○家庭教育について、家庭教育学級の開催等により学習機会の提供を図っています。また、平成30（2018）年度から「家庭・教育相談定例協議会」を立ち上げ、関連部署が情報共有し、連携できる仕組みを構築しています。

○教育に関する相談支援のニーズが増加しており、平成30（2018）年度より、子ども発達支援専門員による相談事業の回数を増やすなど、体制の強化を図っています。今後も、状況やニーズをみながら支援を推進する必要があります。

○家庭教育学級においては、親子のふれあいの場として人形劇を開催するとともに、町内保育所・幼稚園・小学校の実施する家庭教育学級事業の支援を図りました。また、規則正しい生活習慣づくりの一環として、「早寝、早起き、朝ごはん」運動を推進しています。

○子どもたちに対し、多様なスポーツ・文化活動体験の機会を提供するために、関連機関と連携しながら、活動の機会の提供が必要です。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》家庭・地域の教育力の向上

子どもの人格を形成する上で重要な役割を担う家庭での教育力の向上に向けて、講演会の開催や相談等の支援を行います。

また、「早寝、早起き、朝ごはん」運動など、家庭における規則正しい生活習慣づくりを啓発します。

1. 家庭教育支援の促進

- 子育てや教育に関する情報の発信
- 相談支援の実施
- 家庭教育を主眼とした講演・演劇等の開催

2. 家庭教育宣言運動の推進

- 家庭における規則正しい生活習慣づくりの啓発
- 「早寝、早起き、朝ごはん」運動の推進

《2》家庭、地域コミュニティ、学校等の関係機関との連携強化

地域活動指導員が中心となり、子どもたちの生きる力を育むための様々な体験活動や学習活動の企画立案等を行うとともに、地域での見守りや声かけ、子ども会活動の推進など地域・家庭・学校の連携による子どもの健全育成を推進します。

1. 小中学校・家庭・地域との連携強化

- 学校・保護者・地域の協働によるコミュニティ・スクールの充実
- 地域活動指導員と連携したスポーツ、文化活動の推進

2. 地域・家庭・学校の連携による子どもの健全育成

- 子ども会やキッズクラブの活動の支援
- 健全育成に向けた地域での見守りや声かけの啓発

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値 (平成30年度) | 実績値 (平成30年度) | 目標値 (令和4年度) |
|----------------|--------------|--------------|-------------|
| 家庭学習の学年目標時間達成率 | - | 52.1% | 80.0% |
| 児童の朝ごはん摂取率 | - | 85.3% | 100% |

◎みんなでできること

- ◆家庭の中で早寝、早起き、朝ごはん等、子どもに規則正しい生活習慣を身に付けさせましょう。
- ◆学校に対してどんな協力ができるか考え、行動しましょう。
- ◆趣味や特技を活かして、地域の大人が先生となり、子どもをみんなで育みましょう。

基本政策5 ふるさとへの誇り・愛着の向上



◆施策の目的

住民に向けて町の様々な魅力を周知するとともに、地域間交流を促進することでふるさとへの誇り・シビックプライドの醸成を図ります。また、まちの魅力をさらに高めるため、人が集まる「にぎわいの場」づくりの検討を進めます。

◆現状と課題

- 「ふるさとを知る活動」について、過去の広報紙や写真等の関連資料をアーカイブすることで、町の財産である「情報」の保存を図っています。また、町の出身者に向けてふるさと情報を発信することで、町の魅力を広める「シティプロモーション」を進めています。
- 移住してきた人や吉富町外で就業している人たちの町への「帰属感」を高める必要があります。新しく移住してくる人たちが「吉富町民である」というアイデンティティを持てること、「吉富町民」であることに誇りを持てる環境をつくることが重要です。
- 「多くの住民が活動・交流できる場所や機会を提供する」ことが求められていることから、「人が集まるにぎわいの場」の創出に向けた検討が必要です。
- 現在の人口規模の維持・増大を図るためにも、「町のことが好き」「ずっと住み続けたい」というシビックプライドを持った人を増やしていくための取り組みが必要です。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》「ふるさとを知る」シティプロモーション活動の推進

町の魅力を町内外にプロモーションする活動を推進します。

住民に向けてこれまで培われてきた歴史や文化を始め、産業や衣食住を含む現在のまちの姿・魅力について広報紙などを通じて広く周知することで、郷土愛の醸成を図ります。また、町の出身で現在は町外に暮らす方に対し、ふるさと情報を発信し、町の「関係人口⁽⁹⁾」を増やす取り組みを進めます。

《2》【新規】人が集まる空間の創出

町のにぎわいや活性化及び多世代間交流を推進するために「図書館を含めた交流拠点や、新しい交流の場づくり」を検討します。

1. 「ふるさとを知る」シティプロモーション活動の推進

- 伝統や歴史文化の保護・継承に向けた啓発
- 産業や衣食住など、まちの姿・魅力の周知
- 広報紙を活用した「ふるさとを知る活動」の推進
- 町出身者に向けたふるさと情報の発信

1. 【新規】新しい交流拠点、交流の場づくり

- 参考事例などの情報収集、住民意見の聴取
- 現状分析、課題整理
- ロードマップの作成
- 担当者会議の実施、検討委員会の設置
- 実現の可否など審議の進行

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値 (平成30年度) | 実績値 (平成30年度) | 目標値 (令和4年度) |
|-----------|--------------|--------------|-------------|
| ふるさと情報の発信 | 10回/年 | 5回/年 | 10回/年 |

◎みんなでできること

- ◆地域に愛着や誇りを持ち、一人ひとりが地域の魅力を発信しましょう。
- ◆地域の歴史や文化の知識を深め、ふるさとに関する学習を地域ぐるみで進めましょう。
- ◆「人が集まる空間の創出」に向けて、検討の場に参加し、意見や提案をしてみましょう。

⁽⁹⁾ 関係人口…移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人のことを指す。

基本政策6 国際交流の促進



◆施策の目的

日本の国際化が急速に進むなかで、本町においても公共施設等における外国語併記の推進や案内看板の設置に取り組むとともに、幼児期からの英語教育の実施により国際感覚を持った次世代の人材の育成を推進します。

◆現状と課題

- 東京五輪の開催決定や、外国人観光客・労働者の増加により、日本の国際化は急速に進んでいます。平成24(2012)年には1,000万人に満たなかった外国人観光客が、平成30(2018)年には約3,100万人を記録するなど急速に増加しています。福岡県だけでも入国外国人数が平成29(2017)年時点で300万人を超えており、日常生活の中でも外国人の方を目にする機会が増加しています。
- 外国人観光客や労働者の増加もあり、英語の活用など国際感覚が豊かな人材の需要は日々高まりを見せています。また、外国人の方を気持ちよく迎えるために、道路や施設の案内看板における英語併記を推進するなど、対応の重要性が高まっています。
- 本町では、幼児期からの「英会話ふれあい事業」を推進しており、保護者から事業に対する評価の声も多く聞かれます。そういった成果が見られる一方で、短期語学研修については参加者が定員割れしている状況であり、プログラムの魅力向上やPRの強化により参加者の確保に努める必要があります。
- 町内在住外国人に対して、住民との交流の機会を設けることで互いに理解を深め合うなど、お互いが快適に暮らすための基盤をつくる必要があります。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》国際社会に通用する人材育成

保育園や子育て支援センター、小学校にALT（外国人指導助手）を配置し英会話ふれあい事業を行うことで、英語への親しみを深め、幼児期からの国際感覚の育成を図ります。

1. 幼児期からの国際感覚の育成

- 保育園、子育て支援センター及び小学校における英会話ふれあい事業の実施
- 教科化による小学校英語教育の充実
- 短期語学研修の実施

《2》国際化への対応の推進

急速な国際化への対応、また、町内在住外国人への支援として、地域住民との交流の機会をつくるとともに、公共施設や主要道路の英語併記を推進します。

1. 町内在住外国人への支援

- 住民との交流の促進

2. 公共空間における外国語併記の推進

- 道路や施設の案内看板における英語併記の推進

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値（平成30年度） | 実績値（平成30年度） | 目標値（令和4年度） |
|-------------------|-------------|-------------|------------|
| 短期語学研修参加人数 | 60人／年 | 37人／年 | 60人／年 |
| 英検Jr.の受験における平均正答率 | 80.0% | 83.7% | 全国平均以上 |

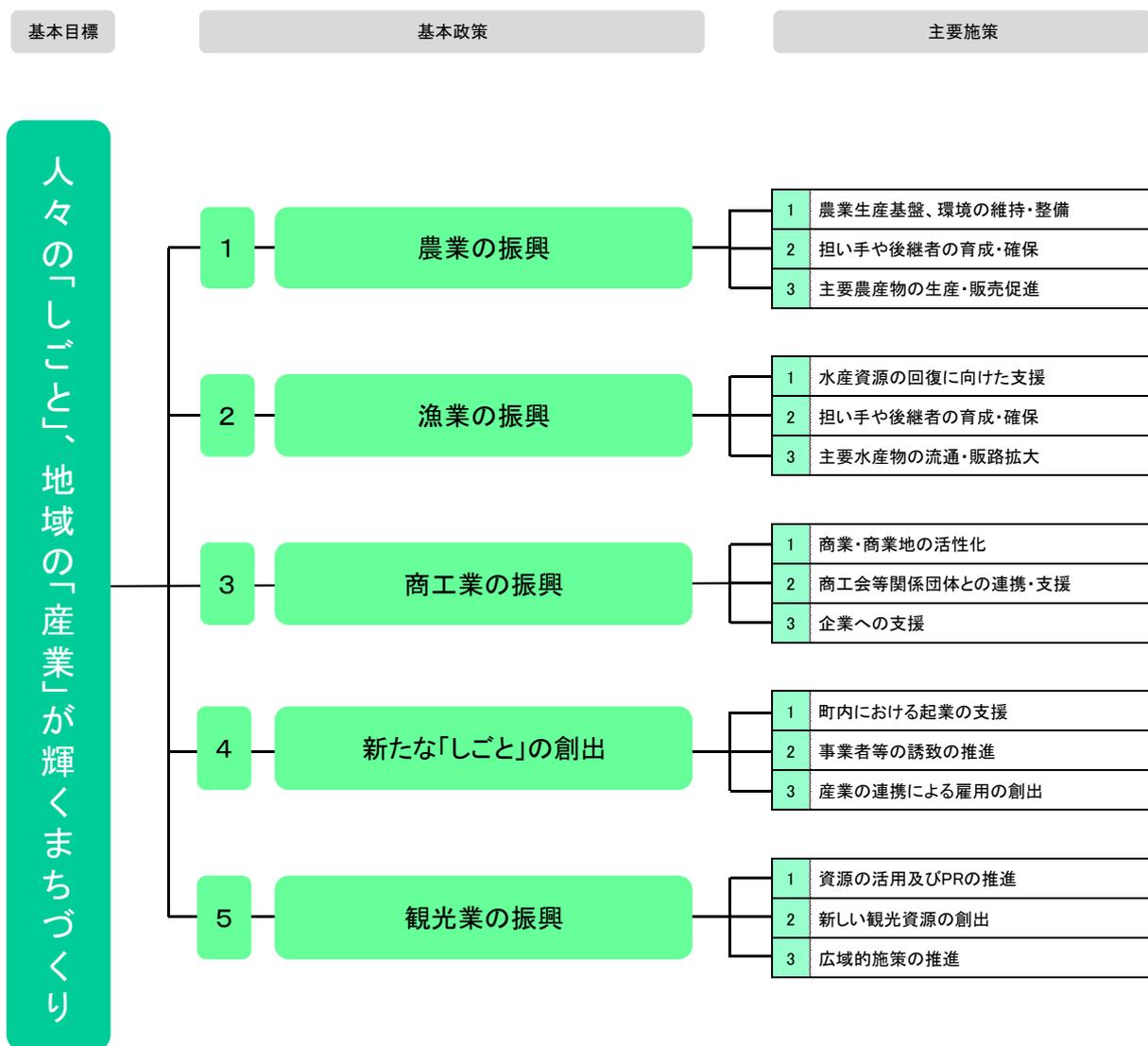
◎みんなでできること

◆外国人の方を見たら、簡単なあいさつをするなど、自分にできる「おもてなし」をしましょう。

基本目標4 人々の「しごと」、地域の「産業」が輝くまちづくり

基本目標4 人々の「しごと」、地域の「産業」が輝くまちづくり

施策体系図



基本政策1 農業の振興



◆施策の目的

持続可能な営農体制を確立するため、農業後継者の育成を推進するとともに、新規就農者の確保・育成を図ります。また、生産された農産物の地産地消を推進します。

◆現状と課題

- 農業を取り巻く環境は、農家の高齢化による耕作放棄地の増加や後継者不足、家畜伝染病の発生や TPP の発効など全国的に不安定な状況です。担い手の育成や営農の組織化など、農業経営の安定化を図る必要があります。
- 農作業の効率化や経営の安定化を図るため、基盤整備をさらに進めていく必要があります。また、農地の集約に向けた検討や、農産物のブランド化など、所得向上に向けた取り組みも必要です。
- 認定農業者の育成者数・振興作物の作付け面積においては、基盤整備や就農促進に係る事業の成果が出はじめています。今後も、各種助成による新規就農者の呼び込みや、振興作物の育成に向けた助成などにより、生産基盤を強化していくことが求められます。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》農業生産基盤、環境の維持・整備

農業生産の維持・拡大のために、小さな町域の有効活用と、農作業の効率化を推進することにより、農業生産の維持・拡大を図ります。

1. 農業生産基盤整備の推進

- 農作業の効率化の推進
- 耕作放棄地をなくす「水田フル活用」の推進

《2》担い手や後継者の育成・確保

農業の振興のために、町が振興する作物の作付けや、米・麦の種子更新に対する助成を行います。また、パイプハウスの設置や資材の購入に係る経費の助成により新規就農者の呼び込みを図ります。

1. 京築地域農業・農村活性化推進協議会の活動支援

- 担い手支援事業による給付金支給
- 営農技術指導等支援の推進

2. 振興作物栽培に対する助成

- 振興作物の作付け拡大並びに育成に対する助成の実施

《3》主要農産物の生産・販売促進

吉富町園芸作物推進プロジェクトにより、町の特産ブランドとなりうるスイートコーンやケイトウなどの作付けへの助成をすることで、生産量の増加と特産品としての認知度の向上を計ります。また、京築普及指導センター・JAとも連携し、ブランド化の取り組みを推進します。

1. 京築ブランドの推進

- 特産ブランドとなりうる製品(スイートコーンやケイトウなど)の作付けへの助成
- 京築普及指導センター・JAと連携したブランド化並びに地産地消の推進

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値 (平成30年度) | 実績値 (平成30年度) | 目標値 (令和4年度) |
|------------|--------------|--------------|-------------|
| 認定農業者の育成人数 | 10名 | 10名 | 10名 |
| 振興作物の作付け面積 | 35ha | 66ha | 80ha |
| 「水田フル活用」面積 | 89ha | 95ha | 100ha |

◎みんなのできること

◆本町で生産された農産物を購入・消費するなど、農業の活性化に協力しましょう。

基本政策2 漁業の振興



◆施策の目的

漁港の浚渫などの基盤整備を推進するとともに、担い手の育成や、中間育成事業・放流事業による水産資源の維持・確保、また販路拡大に向けたPR等に取り組むことで、漁業の振興を図ります。また、漁獲された水産物の地産地消を推進します。

◆現状と課題

- 漁業の関連施設の老朽化が進み、維持管理や更新等が必要な施設が増加しています。また、災害に強い、持続的な生産をささえる施設整備が求められています。
- 漁業の経営の安定や所得の向上に向けて、水産物の資源の安定化や、高付加価値化による魚価の向上が求められています。資源の安定については、中間育成事業や放流事業により資源の維持に努める必要があります。また、高付加価値化については販路拡大に向けたPRの推進やブランド化を図る必要があります。
- 主要水産物のアサリについて、ネット方式による稚貝の採取及び育成に係る技術が確立されつつあります。資源の維持に向けて、今後も稚貝の採取・育成に取り組む必要があります。
- 漁業者の高齢化と後継者不足が深刻な課題となっています。漁家出身者以外の就業を可能とする漁業の組織化や、担い手の育成などの仕組みづくりが必要とされています。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》水産資源の回復に向けた支援

漁港施設機能保全計画により、漁港施設の適切な維持管理を推進するとともに、中間育成事業や放流事業の実施による漁業資源の維持並びにアサリ資源の回復に努めます。

1. 漁業環境の維持・管理

○漁港施設の維持・管理

2. 中間育成事業の実施

○クルマエビやヨシエビの中間育成並びに助成の実施

3. 放流事業の実施

○ガザミの直接放流事業並びに助成の実施

4. 新たな漁業資源の確保

○ネット方式によるアサリ稚貝の採集並びに親貝育成技術の確立

《2》担い手や後継者の育成・確保

漁業協同組合や関係団体と連携し、担い手や後継者の育成・確保に向けた支援を推進します。

1. 担い手の育成・支援

○担い手育成に向けた研修の実施

○漁協と連携した取り組みの推進

《3》主要水産物の流通・販路拡大

主要水産物のアサリについて、資源の維持に向けた稚貝の採取・育成を進めます。また、稚貝の採取・育成に用いる砂利ネットを地元漁業者に販売・提供するなど、関係機関と連携しながら、販売促進・ブランド化に向けた取り組みを推進します。

1. 販路拡大に向けたPRの実施

○アサリ資源の維持に向けた取り組みの推進

○販路拡大に向けたPRや地産地消の推進

○漁港でのさかな市等、イベント開催の検討

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値 (平成30年度) | 実績値 (平成30年度) | 目標値 (令和4年度) |
|---------|--------------|--------------|-------------|
| アサリの漁獲高 | 20 t | 12 t | 20 t |

◎みんなでできること

◆本町で水揚げされた海産物を購入・消費するなど、漁業の活性化に協力しましょう。

基本政策3 商工業の振興



◆施策の目的

商工会と連携しながら、町内企業の事業拡大など商工業の活性化に向けた支援を推進します。また、事業者・店舗等の誘致や空き店舗の活用に取り組むことで町全体の活性化を図ります。

◆現状と課題

- 駅前での活性化について、チャレンジショップと交流マルシェの取り組みは客足も徐々に増えており、定着しつつあります。今後もチャレンジショップ等の集客力の向上など駅前の活性化を更に図るとともに、チャレンジショップを卒業した経営者への支援などを新たに検討する必要があります。
- 全国的に有効求人倍率は改善傾向にありますが、契約社員や派遣社員など非正規雇用の割合が上昇しています。多様な働き方やニーズに即した雇用の確保・創出を図ることが求められており、企業誘致や起業支援による受け皿確保や、就職希望者と事業者とのマッチングの支援等が必要です。
- 商工会の活動への支援を通じて、地域経済の活性化をはじめとした、町のにぎわいづくりを図る必要があります。また、商工業や観光の振興に向け、連携を図ることが必要です。さらに、地域おこし協力隊の活用も進める必要があります。
- 雇用の確保・拡大に向けて、引き続き、町内企業の事業拡大に向けた助成や、事業所等の誘致に取り組む必要があります。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》商業・商業地の活性化

吉富駅周辺について、にぎわいを創出するとともに、事業者・店舗等の誘致や空き店舗の活用に取り組み、活性化を図ります。

1. 吉富駅周辺の活性化

- 事業者・店舗等の誘致
- マルシェなどイベントの開催

2. 空き店舗への入居支援

- 空き店舗への入居に向けた支援の実施

《2》商工会等関係団体との連携・支援

商工業の活性化の中核組織である商工会に対し、活動の支援をするとともに、お祭りなどのイベントや地域おこし協力隊の活動への支援を通じて、町全体のにぎわいづくりを進めます。

1. 商工会への支援

- 商工会の活動支援
- 商工会が主催するイベント（春まつりなど）の開催支援

《3》企業への支援

企業の進出や、町内企業の事業拡大（新商品や新技術の開発など）に係る経費を助成し、商工業の振興を図ります。

1. 町の企業立地奨励金、地域未来投資促進法に基づく課税免除制度の周知

- 企業の進出に向けた助成制度の周知

2. 町内企業への事業の拡大に向けた支援の実施

- 新商品や新技術の開発に係る経費の助成

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値（平成30年度） | 実績値（平成30年度） | 目標値（令和4年度） |
|-----------------|-------------|-------------|------------|
| 経営革新取得事業所への助成件数 | 2件／年 | 2件／年 | 2件／年 |
| 新規店舗数 | 3店／年 | 4店／年 | 15店（累計） |

◎みんなのできること

- ◆出来る限り地域で買物や飲食をして、まちの商工業の活性化を図りましょう。
- ◆まちの玄関口のにぎわいを創出するために、駅前に足を運びましょう。

基本政策4 新たな「しごと」の創出



◆施策の目的

起業・創業支援に取り組むことで、新たなしごとづくりを図ります。また農業や漁業のブランド化や6次産業化などを中心に、新たな物づくりを支援し、雇用の創出や、事業者の所得の向上を図ります。

◆現状と課題

- 創業支援事業は年間に数件の問い合わせがあり、実際に創業者も出るなどの効果が見られませんが、今後も引き続き事業に取り組むとともに、支援期間が満了した後にも事業を継続してもらうための支援策を検討する必要があります。
- 企業誘致について、町域の狭さと道路環境等から大規模な企業が立地できる適地が見当たらないという課題があります。企業の規模も考慮しながら、引き続き道路の整備や広報活動等に取り組む必要があります。
- 農業や漁業について、特産品としてのブランド化や6次産業化に取り組むことで、直売所の設置の検討、所得の向上や担い手の確保につなげる必要があります。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》町内における起業の支援

起業を検討する方に向けて、様々なサポートやサービスを周知することで、町内での起業を促進し、地域経済の活性化を図ります。

1. 町内における起業の支援

- 起業に係る相談支援
- 起業に係る経費の助成、創業支援制度の周知
- 創業支援スクールや経営塾など経営指導の推進

《2》事業者等の誘致の推進

事業者などの誘致を推進することで、地域経済の活性化と人口規模の維持・拡大を図ります。

1. 事業者等の誘致の推進

- 誘致に向けた道路整備やPRの推進

《3》産業の連携による雇用の創出

農業や漁業のブランド化や6次産業化を中心に、新たな物づくりを支援し、雇用の創出や、事業者の所得の向上を図ります。

また、販路拡大のための直売所の設置を検討します。

1. 各種産業の連携による新たなものづくりの検討

- ブランド化や6次産業化など、新たなものづくりに向けた支援の実施
- 先進地事例の収集

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値 (平成30年度) | 実績値 (平成30年度) | 目標値 (令和4年度) |
|---------|--------------|--------------|-------------|
| 町内創業事業者 | 3件/年 | 4件/年 | 15件 (累計) |

◎みんなでできること

◆地域資源などを積極的に活用し、新しいビジネスをする人を応援します。

基本政策5 観光業の振興



◆施策の目的

観光を通じて、町の魅力をたくさんの方に知ってもらい取り組みを進めます。近隣自治体と連携したPRや、既存の資源の活用、新たな資源の発掘により、観光業の振興に努めます。

◆現状と課題

- 本町の認知度・知名度を上げ、観光客数の増加を図るため、観光案内板の設置やイベントの開催、観光パンフレットの配布、また全国各地で行われる観光物産展への出店など、多様な方法によるPRに取り組んでいくことが必要です。また、近隣自治体を含む広域での魅力的な観光コースの検討やPRなど、広域での連携による観光振興も強化する必要があります。
- 今ある資源を有効に活用するとともに、近隣市町や商工会などの関係機関と連携しながら、体験型の観光メニューやご当地グルメなど、新たな観光資源の発掘などに取り組む必要があります。
- インフォメーションセンターについて、観光拠点として、情報発信機能などの強化を図る必要があります。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》資源の活用及びPRの推進

歴史・文化や景観、特産品などを活用した吉富町ならではの観光の確立に努めます。

また、インフォメーションセンターやパンフレット、ホームページ、SNSを活用した情報発信により、集客の促進を図ります。

1. 資源の活用と情報発信

- 町有資源を活用した吉富町ならではの観光の確立
- インフォメーションセンターを活用した情報発信
- パンフレットやホームページ、SNSなどのPRツールの活用

《2》新しい観光資源の創出

近隣市町や関係機関と連携し、新たな観光資源の発掘や、広域での観光ルートの開発などに取り組みます。

1. 新しい観光資源の創出による観光振興の推進

- 新たな観光資源の発掘・開発の推進
- 近隣市町や関係機関と連携した観光振興の推進

《3》広域的施策の推進

近隣自治体や中津市定住自立圏と連携した観光イベントの開催などに取り組むとともに、「京築まるごとナビ」や「京築応援団」を活用したPRを推進します。

1. 近隣自治体と連携した広域的なPR活動の実施

- 近隣自治体や中津市定住自立圏と連携した観光イベントの開催など、広域的な観光の推進
- 「京築まるごとナビ」や「京築応援団」を活用したPRの推進

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値 (平成30年度) | 実績値 (平成30年度) | 目標値 (令和4年度) |
|----------------------|--------------|--------------|-------------|
| 首都圏、都市圏でのパンフレット設置箇所数 | - | 3箇所 | 5箇所 |

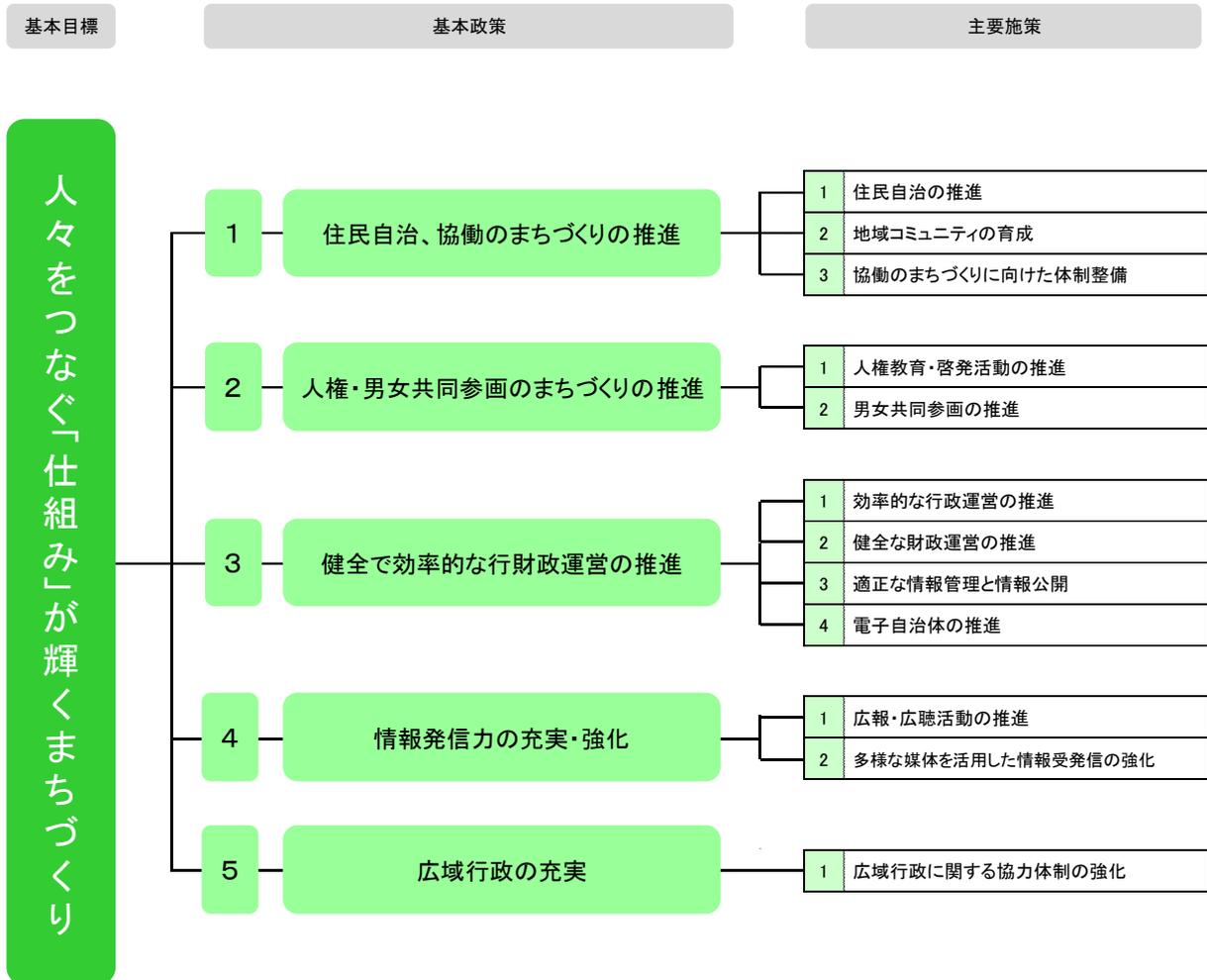
◎みんなのできること

◆本町の観光資源や魅力を、町外の人に伝えてみましょう。

基本目標5 人々をつなぐ「仕組み」が輝くまちづくり

基本目標5 人々をつなぐ「仕組み」が輝くまちづくり

施策体系図



基本政策1 住民自治、協働のまちづくりの推進



◆施策の目的

真に住み良いまちづくりを実現するためには、住民のまちづくりへの参画は必要不可欠です。住民や各種団体と行政が対話を通して協力・連携し、地域課題の共有と解決に向けた取り組みを推進することで、住み良いまちづくりを進めます。

◆現状と課題

- 地域課題を自ら解決する地域コミュニティの育成や住民と行政の「協働」の重要性が高まっています。しかしながら、本町ではまちづくり活動団体数の伸び悩み等の課題がある状況です。また、消防団や地域の行事など様々な住民活動において、若い世代の人手が足りないという課題もあり、活動内容の周知や意義や重要性の啓発、参加しやすい仕組みづくりなどが求められています。
- 地域づくりの拠点施設となる地区公民館は、住民が快適に活用できるように、適正な維持管理に努める必要があります。
- 地域課題や住民ニーズが多様化・複雑化する中で、それらの全てに対応するには行政の取り組みだけでは限界があるため、地域が自発的・主体的にまちづくりを進めることが求められます。
- 若い世代のまちづくりへの参加や、まちづくりの担い手の確保のために、研修会やワークショップ等を通じた人材育成を図る必要があります。また、成果発表や交流のための場づくりなど、やりがいの確保・向上やふるさとへの誇り・シビックプライドの醸成に向けた取り組みも必要です。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》住民自治の推進

地域づくりの拠点施設となる地区公民館について、地区における維持・管理を支援するとともに、自治会による地域活動を支援し、住民自治を推進します。

1. 自治会への支援

- 自治会による公園などの管理への助成
- 地区公民館等の維持・管理に対する助成

《2》地域コミュニティの育成

地域コミュニティの育成を図ることにより、自分たちでできることは自分たちで行う、住民主体のまちづくりを推進します。

1. 明るいまちづくり活動等の推進

- 住民主体の「明るいまちづくり活動」に向けた助成
- 子ども会などの活動の支援

《3》協働のまちづくりに向けた体制整備

研修会やワークショップを通じて、シビックプライドの醸成やまちづくりの担い手の育成を図るとともに、様々な団体の交流の促進や、成果発表の場の確保に努め、協働のまちづくりを推進します。

1. 地域コミュニティ団体の交流会の実施

- 研修会やワークショップの開催
- 成果発表や交流のための場づくり

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値 (平成30年度) | 実績値 (平成30年度) | 目標値 (令和4年度) |
|------------------|--------------|--------------|-------------|
| 明るいまちづくり活動の活動団体数 | - | 7団体 | 10団体 |
| 研修会等への参加団体数 | - | 3団体 | 5団体 |

◎みんなのできること

- ◆地域の課題を地域で解決できるよう、自治会活動に参加し、協力しましょう。
- ◆ワークショップなど、まちづくりに関わるイベントに参加してみましょう。

基本政策2 人権・男女共同参画のまちづくりの推進



◆施策の目的

多様化する人権問題に対し、正しい理解を促すための啓発活動を推進することで、個人の考えや個性を尊重する社会の構築を図ります。あわせて、女性活躍の推進をはじめ、固定的な性別役割分担意識の解消など、男女共同参画のまちづくりを推進します。

◆現状と課題

○学校や職場におけるいじめやハラスメント、児童や高齢者への虐待、LGBT⁽¹⁰⁾といわれる性的マイノリティの方たちへの偏見・差別など、人権問題は日々複雑化・多様化しています。問題の解消に向けて、正しい知識と理解を得るための啓発を推進する必要があります。同時に、悩みを抱える方へ寄り添う相談事業等の充実も重要です。

○人権や男女共同参画に関する課題について、全国的に、また、急速に課題解決に向けた取り組みが進められています。(例：児童虐待防止法の改正や女性活躍推進法の制定、政令市を中心としたパートナーシップ宣誓制度の導入など)本町でも、固定的な性別役割分担意識の解消をはじめ、時代に合った啓発活動に取り組む必要があります。

○近年は、仕事や地域づくりなどあらゆる分野で女性が重要な担い手となっていることが多く、本町においても、各種審議会などにおける女性委員の登用を積極的に行う必要があります。

○人権や男女共同参画に関し、幼少期の頃に学校などで無意識に固定的な性別役割分担などの先入観が身につく場合があります。そういった事態を防止するために、一人ひとりの考えや個性を尊重する意識づくりを幼少期より行う必要があります。

⁽¹⁰⁾ LGBT…Lesbian (レズビアン) (女性同性愛者)、Gay (ゲイ) (男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル) (両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー) (生物学的な性別と違う性別で生きたい人) の頭文字で、性的少数者の総称のこと。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》人権教育・啓発活動の推進

住民一人ひとりの基本的人権が尊重される社会を実現するため、学校や地域、企業、関係機関と連携しながら啓発活動を推進します。

様々な人権問題に対し、未然に防止するための啓発に努めるとともに、悩みを抱える方へ寄り添い支援する相談事業を推進します。

《2》男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現を図るため、関係団体・機関等と連携し、ワーク・ライフ・バランスの浸透や固定的な性別役割分担意識の解消など、あらゆる世代に向けた啓発を推進します。

また、職場や地域などで女性が活躍しやすい環境づくりに取り組みます。

1. 人権教育・啓発活動の推進

- 人権に関する相談の受付
- 広報紙や講演会を通じた啓発の推進

1. 男女共同参画の意識づくり

- 男女共同参画に関する相談の受付
- 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発の推進
- 女性活躍の推進やLGBTの人権の尊重など、時代に合った啓発の推進

2. 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- 学校・保育所等における男女共同参画の推進

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値 (平成30年度) | 実績値 (平成30年度) | 目標値 (令和4年度) |
|-----------------|--------------|--------------|-------------|
| 町の審議会などの女性委員の割合 | - | 27.1% | 40.0% |

◎みんなでできること

◆人権や男女共同参画に関心を持ち、理解を深めましょう。

基本政策3 健全で効率的な行財政運営の推進



◆施策の目的

行政改革実施計画・財政計画や行政評価の推進等により、健全で効率的な行財政運営に努めるとともに、職員の資質向上や、情報の適正管理による漏えいの防止により、信頼される行財政運営に努めます。

◆現状と課題

○財政運営について、第2次財政計画中期計画の推進により、比較的安定した財政状況を維持することができており、経常収支比率についても、目標値を達成しています。しかしながら、公債費負担の増加により、今後の財政状況は厳しさを増す見込みとなっています。安定した財政状況を維持することに重点を置いて、計画的な財政運営を行う必要があります。

○個人情報保護や漏えい防止への重要性は日々高まっています。本町においても、マイナンバーなど適切に管理すべき個人情報を数多く保有しており、情報セキュリティ対策に引き続き取り組む必要があります。

○行政評価システムは、事業の効果の確認や取捨選択のために有効なシステムですが、評価者の主観的な評価により評価の判定にばらつきが出てしまうという課題もあります。今後は、評価者が客観的な評価ができるよう、評価基準の明確化などに取り組む必要があります。

○職員は従来慣例にとらわれず、費用対効果に対して高い意識を持ち、スピード感を持って行動することが必要です。また、住民の信頼を損なうことがないように、職員自らコンプライアンスの徹底を図る必要があります。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》効率的な行政運営の推進

多様化する行政ニーズに的確に対応するとともに、行政改革を進めます。職員研修等を通じて職員の資質を向上させ、人材の育成を図ります。また、毎年度の事務事業評価の実施など、PDCAサイクルを伴う行政評価を推進することで、効率的な行政運営を図ります。

1. 行政改革実施計画の推進

○行政改革推進委員会による進捗評価の実施

2. 行政評価システムの推進

○毎年度の事務事業評価の実施

3. 【新規】職員の育成

○職員研修の実施

○人事評価制度の運用

4. 庁舎機能の充実

○住民が利用しやすい庁舎の整備

5. 公共施設の適正管理の推進

○総合管理計画に基づく施設管理の推進

《2》健全な財政運営の推進

健全な財政運営に向けて、財政計画に基づく事業を推進するとともに、外部組織による進捗状況の点検・評価を推進します。

1. 財政計画の見直し

○財政検討委員会による進捗状況の点検・評価

2. 財務書類の活用の推進

○財務書類（4表）の作成・公表

3. 実施状況の点検・評価

○外部組織による計画の点検・評価の実施

《3》適正な情報管理と情報公開

情報公開条例に基づく情報公開やパブリックコメント制度の活用により、開かれたまちづくりを進めます。また、行政が保持する様々な個人情報の保護のために情報漏えいの防止に向けた意識を全職員で共有し、徹底します。

1. 情報公開条例の適正運用

○情報公開条例に基づく情報公開の実施

2. 個人情報保護条例・吉富町情報セキュリティポリシーの適正運用

○個人情報保護条例に基づく情報の保護

○情報セキュリティポリシーの適正運用

3. 職員を対象とした情報セキュリティ研修の継続的な実施

○全職員への情報セキュリティ研修の実施

主要施策

主な取り組み・主な事業

《4》電子自治体の推進

様々なシステムを活用することで、業務の効率化を図ります。

1. 業務の効率化のためのシステム導入

○基幹系電子機器の整備及び維持管理

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値 (平成30年度) | 実績値 (平成30年度) | 目標値 (令和4年度) |
|------------|--------------|--------------|-------------|
| 町財政の経常収支比率 | 86.7% | 85.2% | 85.0%以内 |
| 情報漏えい事故件数 | 0件 | 0件 | 0件 |

◎みんなのできること

- ◆町の行財政運営に関心を持ち、財政状況などへの理解を深めましょう。
- ◆税についての理解を深め、納税義務を果たしましょう。

基本目標5 人々をつなぐ「仕組み」が輝くまちづくり



基本政策4 情報発信力の充実・強化



◆施策の目的

住民参画と協働の推進に向けて、住民意見の聴取に努めるとともに、広報やホームページ、SNSなど多様な媒体を活用した情報発信など、多くの方に必要な情報を届ける取り組みを進めます。

◆現状と課題

- 「行政が保有している情報は、住民との共有財産である」との認識の下で、情報公開制度の運用が必要です。また、情報公開制度を従来の説明責任や行政運営の透明性という観点で捉えるだけではなく、住民が参加し協働で町政を推進していくための基盤づくりという観点で捉える必要があります。
- 近年、スマートフォン・タブレットといった情報通信機器やSNSの普及が目覚ましく、日常生活への浸透が進んでいます。そういった現状を踏まえ、住民への情報発信についても、従来の広報紙・ホームページ等とともに、SNSなど多様な媒体を活用した情報発信を行う必要があります。
- 住民意見の聴取や、住民との対話の推進に向けて住民が参画しやすい環境・機会づくりを進めます。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》 広報・広聴活動の推進

開かれた行政運営に向けた取り組みを推進します。

直接住民との対話ができる機会の創出やパブリックコメント制度の活用により、まちづくりに関する住民意見の聴取に努めるとともに、広報紙や議会だより等を通じて、まちづくりに関する最新の情報発信を行います。

1. 行政懇談会の実施

○行政懇談会の実施による意見や要望の聴取

2. パブリックコメント制度の実施

○パブリックコメント制度の活用の推進

3. 広報紙とホームページを活用した情報発信

○広報よしとみやホームページを活用した情報発信の推進

4. 議会だよりの発行

○審議内容等を周知する議会だよりの発行

5. 議会報告会の実施

○議会報告会の開催

《2》 多様な媒体を活用した情報受発信の強化

広報紙やホームページなど、従来からの媒体を活用するとともに、若年層の利用者が多いSNSを通じた情報発信など、より多くの方に情報を届ける取り組みを進めます。

1. SNS等の新しい媒体による情報の受発信

○ツイッターやフェイスブック、インスタグラムなどのSNSを活用した情報の受発信

2. 多様な媒体を活用した多方面への情報発信の充実

○地域内のフリーペーパーやコミュニティラジオ局など多様な媒体の活用

◆成果指標

| 指標の内容 | 目標値 (平成30年度) | 実績値 (平成30年度) | 目標値 (令和4年度) |
|-----------------------|--------------|--------------|-------------|
| 住民等からの意見投稿 | 20件/月 | 28件/月 | 20件/月 |
| 公式ホームページのトップページアクセス件数 | 10,000件/月 | 4,219件/月 | 10,000件/月 |

◎みんなでできること

◆広報紙やウェブサイトなどをチェックして、まちづくりに関する情報を確認しましょう。

基本政策5 広域行政の充実



◆施策の目的

医療や防災体制の確保や、ごみ処理や上水道・下水道・し尿、火葬といった生活基盤の整備など、広域での連携が必要な事業は、近隣自治体や県と連携をとることにより、事務の効率化と公共サービスの維持・向上を図ります。

◆現状と課題

- 医療や消防をはじめ、ごみ処理や上水道・下水道といった生活基盤の整備、観光振興など様々な場面において、広域で連携することにより、効率化していくことが重要です。
- 「京築連帯アメニティ都市圏推進会議」の活動を通じて、物産振興をはじめ、京築神楽を活用したイベントの実施や、京築地域情報発信サイト「京築まるごとナビ」等を活用した情報発信を行い、地域全体の活性化推進を図っています。
- 経済・生活圏が広域化している現状において、中津市を中心とする九州周防灘定住自立圏において、近隣市町や県と連携を図ることで、広域での地域課題の解決と地域の活性化が求められています。

主要施策

主な取り組み・主な事業

《1》広域行政に関する協力体制の強化

消防・救急体制の確保や、ごみ処理や上水道などの生活基盤の整備について、近隣自治体と連携して進めることで業務の効率化を図ります。

また、新たに九州周防灘定住自立圏への参画を推進し、住民にとってより住み良いまちづくりを進めます。

1. 広域連携の強化・充実による業務の効率化

- 九州周防灘定住自立圏構想への参画の推進
- 消防・救急体制の確保
- ごみ処理や上水道・下水道・し尿、火葬などの生活基盤の整備

2. 地域活性化に関する広域的施策の推進

- 「京築連帯アメニティ都市圏構想」に基づく、近隣市町と連携した観光や産業の振興
- 九州周防灘定住自立圏の推進

「京築連帯アメニティ都市圏構想」について

目標像

「産業の力」と「文化の力」と「教育の力」がつくる
「京築連帯アメニティ都市圏」

「京築連帯アメニティ都市圏構想」とは

- ・産業集積と居住環境の豊かさ
- ・自動車産業の原点
- ・豊かな自然に囲まれ神々が舞う里
- ・海の幸と多種多品目の農産物

このような京築地域の個性をつなぎ、より魅力的な地域としていこうと、快適でゆとりある暮らしと強固な経済基盤を兼ね備えた個性的な都市づくりを進めていくものです。「アメニティ」とは「快適でゆとりある暮らし」を指します。

京築地域の2市5町と県とが一体となって取り組んでいます。



「京築連帯アメニティ都市圏構想」構成市町

◎みんなでできること

◆自治体の広域連携について、理解を深めましょう。

資料編

1 吉富町民憲章

昭和 57 年 5 月 19 日

わたしたちは、天地の恵み豊かなこの吉富町に誇りを持ち、わたしたちの手で、平和な明るい住みよい町にするため、ここに町民憲章を制定します。

- 1 自然の恵みに感謝し、環境をととのえ、潤いのある町をつくります。
- 1 教養を深め、伝統を重んじ、文化の香り高い町をつくります。
- 1 勤労を尊び、産業を伸ばし、豊かで活力ある町をつくります。
- 1 スポーツに親しみ、心身を鍛え、健康で明るい町をつくります。
- 1 人を大切にし、町を愛し、平和で住みよい吉富町をつくります。



町の木「もくせい」



町の花「さつき」

2 吉富町総合計画審議会規則

昭和 47 年 1 月 7 日

規則第 28 号

(趣旨)

第1条 この規則は、吉富町附属機関に関する条例（昭和 46 年条例第 120 号）第3条の規定により吉富町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、吉富町総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) その他

3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画財政課で処理する。

(委任規定)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 48 年 6 月 30 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 48 年 7 月 5 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

3 総合計画審議会委員名簿

(敬称略、氏名 50 音順)

| 氏 名 | 所属団体 | 役職 |
|---------|-----------------------|-----|
| 荒 井 正 廣 | 吉富町行政改革推進委員会 | |
| 岩 谷 三恵子 | 吉富町男女共同参画審議会 | 副会長 |
| 上 田 純 子 | 町内の子育て世代の女性 | |
| 宇 佐 輝 人 | 吉富町体育協会 | |
| 梅 津 光 文 | 吉富小学校 PTA | |
| 梅 津 義 人 | 吉富町社会福祉協議会（～令和元年7月1日） | |
| 太 田 東 機 | 吉富町寿会連合会 | |
| 賀 部 正 直 | 吉富町農業委員会 | |
| 是 石 利 彦 | 吉富町議会（令和元年7月4日～） | |
| 是 本 信 義 | 前吉富町総合計画審議会会長 | 会長 |
| 高 尾 賢 二 | 吉富町自治会長会 | |
| 高 尾 康 子 | 吉富町文化協会 | |
| 土 屋 克 子 | よしとみレディース | |
| 出 水 清 子 | 吉富町民生委員児童委員協議会 | |
| 中 家 章 智 | 吉富町商工会 | |
| 中 島 友紀子 | 町内の子育て世代の女性 | |
| 野 田 悦 子 | 吉富町子ども・子育て会議 | |
| 萩 茂 | 吉富町消防団（～令和元年7月3日） | |
| 畑 田 英 文 | 吉富町社会福祉協議会（令和元年7月2日～） | |
| 久 永 正 幸 | 吉富町交通安全指導員会 | |
| 丸 谷 一 秋 | 吉富町議会（～平成31年4月30日） | |
| 守 口 薫 | 吉富町教育長職務代理者 | |
| 守 口 賢二郎 | 吉富町監査委員 | |
| 矢 岡 匡 | 吉富町消防団（令和元年7月4日～） | |
| 矢 頭 知 子 | 吉富町都市計画審議会 | |
| 柳 芳 範 | 吉富町財政検討委員会 | |
| 横 川 清 一 | 吉富町議会（令和元年7月4日～） | |
| 若 山 征 洋 | 吉富町議会（～平成31年4月30日） | |



4 吉富町総合計画策定委員会設置規程

平成12年1月4日

訓令第1号

(設置)

第1条 吉富町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に必要な事項の審議及び調整を行うため、吉富町総合計画策定委員会（以下「計画策定委員会」という。）を設置する。

(事務)

第2条 計画策定委員会は、次に掲げる事項について審議及び調整を行う。

- (1) 総合計画に関する事項
- (2) その他総合計画策定に関する事項

(組織)

第3条 計画策定委員会は会長、副会長及び委員で組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 副会長は、副町長をもって充てる。
- 4 委員は、教育長及び課長をもって充てる。
- 5 前項の規定に関わらず、その他町長が特に必要と認めたものを委員に充てることができる。

(計画策定委員会の開催)

第4条 計画策定委員会の会議は会長が招集し、議長となる。

(ワーキンググループ)

第5条 計画策定委員会の補助機関としてワーキンググループ（以下「グループ」という。）を置く。

- 2 グループは、会長が選任するメンバーと企画財政課長により構成する。
- 3 グループの総括者は、企画財政課長をもって充てる。

(庶務)

第6条 計画策定委員会及びグループの庶務は、企画財政課が処理する。

(委任)

第7条 前項までに定めるもののほか計画策定委員会及びグループの必要事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年1月12日訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

5 策定委員会委員名簿

| 職 名 | 職 名 | 職 名 |
|--------|--------|--------|
| 町長（会長） | 教育長 | 総務課長 |
| 健康福祉課長 | 住民課長 | 産業建設課長 |
| 税務課長 | 会計課長 | 上下水道課長 |
| 教務課長 | 企画財政課長 | 議会事務局長 |

6 諮問書

吉企財第316号
平成31年3月29日

吉富町総合計画審議会

会長 是本 信義 殿

吉富町長 今 富 壽 一 郎

第4次吉富町総合計画後期基本計画について（諮問）

吉富町総合計画審議会規則第2条の規定により、「第4次吉富町総合計画後期基本計画」について、貴審議会の意見を求めます。



7 答申書

令和元年9月24日

吉富町長 花畑 明 殿

吉富町総合計画審議会
会長 是本 信義

第4次吉富町総合計画後期基本計画について（答申）

平成31年3月29日付吉企財第149号で諮問のありました「第4次吉富町総合計画後期基本計画」について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、その内容は妥当であると認め、ここに答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、下記について十分配慮されますよう意見として申し添えます。

記

1. 本計画に掲げた将来像の実現に向け、特に町民との対話を重視し、町民と行政が連携・協力して積極的にまちづくりに取り組むこと。
2. 地方創生の推進にあたっては、町民の暮らしに配慮しつつ、本計画の主旨を踏まえ、町の特色を生かしたまちづくりを進めること。
3. 本計画で設定した成果指標の達成に向け、行政評価システムを活用し、着実に計画に掲げた施策を推進すること。



8 総合計画後期基本計画策定に係る審議会等策定経過

| 年月日 | 事項 |
|-----------------------------|-------------------------|
| 平成30年12月12日～ 平成30年12月25日 | 住民意識調査（吉富町まちづくりアンケート調査） |
| 平成31年1月30日 | 第1回職員ワークショップ |
| 平成31年2月12日 | 第2回職員ワークショップ |
| 平成31年3月20日 | 第1回吉富町総合計画策定委員会 |
| 平成31年3月29日 | 第1回吉富町総合計画審議会（諮問） |
| 令和元年5月21日 | 吉富町長トップインタビュー |
| 令和元年5月27日～ 令和元年5月30日 | 第1回庁内各課ヒアリング |
| 令和元年7月3日 | 第2回吉富町総合計画策定委員会 |
| 令和元年7月18日 | 第2回吉富町総合計画審議会 |
| 令和元年8月1日 | 第2回庁内各課ヒアリング |
| 令和元年8月8日 | 第3回吉富町総合計画策定委員会 |
| 令和元年8月28日 | 第3回吉富町総合計画審議会 |
| 令和元年9月2日～ 令和元年9月17日 | パブリックコメント |
| 令和元年9月20日 | 第4回吉富町総合計画策定委員会 |
| 令和元年9月24日 | 第4回吉富町総合計画審議会（答申） |



第4次吉富町総合計画後期基本計画

発行年月：令和元年9月

編集・発行：福岡県吉富町

〒871-8585 福岡県築上郡吉富町大字広津 226 番地 1

TEL：0979-24-1122（代表） FAX：0979-24-3219